

# 第3期

# 南九州市教育振興基本計画

(令和3~7年度)



令和3年3月

南九州市教育委員会

## 南九州市民憲章

平成 20 年 12 月 1 日制定

わたくしたちは、郷土の豊かな自然と歴史・文化を大事にし、世界の恒久平和をめざす、創造と活力に満ちたところやすらぐまちをつくるために、市民憲章を定め実践します。

- 一 わたくしたちは、平和といのちの尊さを語り継ぎ、豊かな自然を活かした美しいまちをつくります。
- 一 わたくしたちは、ふるさとへの愛情と誇りをむねに、進んで学び、生涯学習のまちを築きます。
- 一 わたくしたちは、きまりと責任を重んじ、やさしく礼儀正しい人になります。
- 一 わたくしたちは、たゆまぬ努力で産業を興し、くらしといのちが輝く住みよいまちをつくります。
- 一 わたくしたちは、心身の健康に努め、あたたかい家庭と、共に支え合う地域社会をつくります。



## 南九州市「平和を語り継ぐ都市」宣言

平成 20 年 8 月 15 日制定

私たちの郷土は、温暖な気候と豊かな自然、多くの歴史的文化遺産に恵まれ、これらを大切に継承しつつ新たな文化を創造するという先人のたゆまぬ努力と英知によって発展してきました。

しかしながら、先の大戦では、特攻という人類史上類のない作戦により多くの若者がこの地から南の海へ飛び立ち、かけがえのない命が失われました。

私たちは、現在の暮らしが戦争による多くの尊い犠牲の上に成り立っていることを決して忘れてはなりません。

そして今、南九州市は、安心・安全な南の食料供給基地として新たな歩みを始めました。

南九州市は、次の世代へこの豊かな郷土を引き継ぎ、限りない発展を続けていくために世界の恒久平和を願い、非核三原則の堅持を求め、平和と命の尊さを語り継いでいくことを決意し、ここに「平和を語り継ぐ都市」を宣言します。

# 市花・市木

平成 20 年 10 月 1 日 制定

## 市の花（ひまわり）



花が太陽に向かって咲き，未来に向かって明るく進む南九州市を象徴している。市民が毎年植えていく楽しみが持てて，育てやすく，取組み易い。南九州市内の学校等では，ひまわりの種を植えて育てており，児童・生徒からも親しまれているということで，市の花選定に際し，市民応募数第 1 位で選ばれた。

南九州市と交流協定を結ぶ「北九州市」も「ひまわり」を市の花としています。

**ひまわり：キク科の 1 年草で原産地は北アメリカ大陸西部**

## 市の木（桜）



南九州市内各地（学校や公園など）に数多く植えられており，市民からも親しまれている。

南九州市木としてふさわしいと，市民応募数 1 位で選定された。南九州市内では「大野岳」，「知覧平和公園」，「岩屋公園」，「塘池公園」，「諏訪公園」などが桜の名所である。

南九州市と友好姉妹都市である「小城市」も「桜」を市の木としています。

**桜：バラ科サクラ属の植物のうちサクラ亜属に属する落葉樹**

## 市の木（茶）



お茶の生産量「日本一」ということで，「茶」も市の木として選定された。

お茶の木は中国種とアッサム種の二種に大別されるが，日本においては低木で葉が小さく，寒さに強い中国種が多く栽培されている。

お茶の生産量日本第 2 位の「静岡県牧之原市」も「茶」を市の木としています。

**茶：ツバキ科の常緑灌木，発祥地は中国南西部の亜熱帯地方**

# 第3期南九州市教育振興基本計画 目次

第1章	計画策定の趣旨及び基本的な考え方	1
第2章	本市の教育を取り巻く現状と課題	2
第3章	南九州市教育大綱	16
第4章	教育政策の基本目標実現に向けた6つの方向性・施策展開	
1	<b>学校教育の充実</b>	17
	現状と課題，施策の方向性，施策体系図，施策の展開	
	① 個に応じたきめ細かな教育の充実	19
	② 心の教育の推進	22
	③ 地域の特色を生かした教育の推進	24
	④ キャリア教育・進路指導の充実	27
	⑤ 外国語教育の充実	28
	⑥ 読書活動の推進	29
	⑦ 学校教育施設などの整備	30
2	<b>社会教育の充実</b>	35
	現状と課題，施策の方向性，施策体系図，施策の展開	
	① 社会教育推進体制の充実	36
	② 家庭教育の充実	38
	③ 心豊かな青少年の育成	40
	④ 人権教育の推進	41
	⑤ 図書館サービスの充実	42
3	<b>生涯学習の推進</b>	44
	現状と課題，施策の方向性，施策体系図，施策の展開	
	① 生涯学習推進体制の構築	45
4	<b>生涯体育の推進</b>	48
	現状と課題，施策の方向性，施策体系図，施策の展開	
	① 各種スポーツ大会，スポーツ・レクリエーション 教室の実施，充実	49
	② 各種競技団体などとの連携・支援，指導者育成	51
	③ 競技スポーツの充実	52
	④ 社会体育施設の整備	53
	⑤ 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の推進	53
5	<b>地域文化の振興</b>	55
	現状と課題，施策の方向性，施策体系図，施策の展開	
	① 文化財の保存・活用	56
	② 文化活動の推進	60
6	<b>高等学校の活性化支援</b>	64
	現状と課題，施策の方向性，施策体系図，施策の展開	
	① 高等学校の活性化支援	65
第5章	計画の推進と進行管理	68

## 計画策定の趣旨及び基本的な考え方

**教育振興基本計画**とは…教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針や講ずべき施策、その他の必要な事項について、教育基本法第17条に基づいた計画です。

南九州市教育委員会は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、「南九州市教育振興基本計画」を平成23年3月に策定。以来、現在に至るまで本市教育行政の取り組むべき施策等について示し、計画的に取り組んできているところであります。

### 教育基本法 抜粋（平成18年法律第120号）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

**2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。**

#### ● 第1期南九州市教育振興基本計画（平成23～27年度）

市総合計画（平成21～29年度）における7つの政策＝まちづくり大綱の一つに、「心の豊かさと創造力を育む教育・文化のまちづくり」というコンテンツが定義されている。

このコンテンツを大きな基本方向として、更に具体的に平成23年度から平成27年度までの5年間に取り組む基本目標を「あしたをひらく心豊かな人づくり・凜とした文化づくり」として掲げ、その実現に向け8つの方向性に基づき25の施策を体系化しました。

#### ● 第2期南九州市教育振興基本計画（平成28～令和2年度）

平成26年に策定された市総合計画後期基本計画（平成26～29年度）の「教育文化に関するまちづくり」の基本施策、施策の展開の一部を教育大綱として定め、その実現に向け8つの方向性に基づき26の施策を体系化しました。平成28年度から令和2年度までの5年間の計画期間として、取り組むべき施策等を具体的に示した計画書でした。

#### ● 第3期南九州市教育振興基本計画（令和3～7年度）

平成30年に策定された第2次市総合計画前期基本計画（平成30～令和4年度）の「教育文化に関するまちづくり」の基本施策、施策の展開の一部を教育大綱として定め、その実現に向け6つの方向性に基づき22の施策を体系化した計画書となっています。

令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間として、取り組むべき施策等を具体的に示してあります。

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
第1次南九州市総合計画 総合計画（前期）									第2次南九州市 総合計画（前期）				（後期）			
第1期 市教育振興基本計画						第2期 市教育振興基本計画					第3期 市教育振興基本計画					
														R3～R7年度		
国の第1期 教育振興基本計画				国の第2期 教育振興基本計画					国の第3期 教育振興基本計画				（第4期）			
第1期 鹿児島県教育振興基本計画					第2期 県教育振興基本計画					第3期 県教育振興基本計画					（第4期）	

## 本市の教育を取り巻く現状と課題

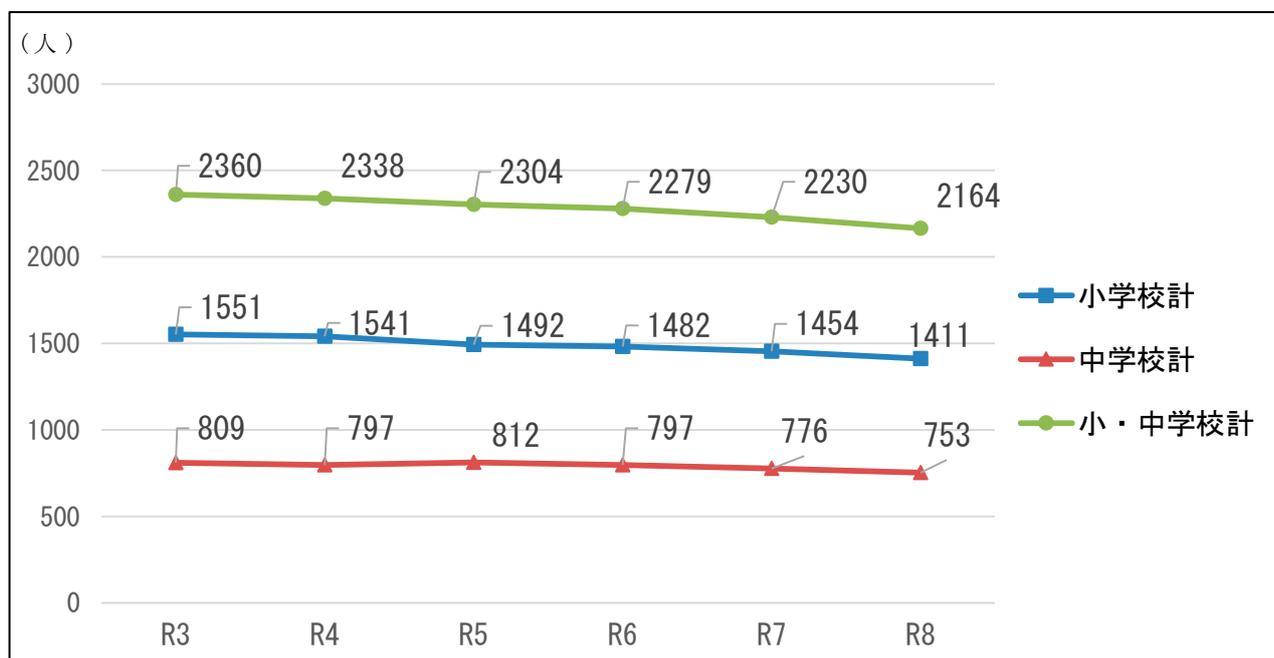
児童生徒を取り巻く状況は、国際化社会や情報化社会への移行、科学技術の急速な進歩などにより、大きく変化しています。また、少子高齢化の進展や雇用環境の変容、地球規模の課題への対応など先行きが依然として不透明な状況が続いています。

教育に関しても、家庭や地域の教育力の低下、子供の学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識や倫理観の欠如など、多くの課題が指摘されており、本市においても、児童生徒の学力向上、いじめや暴力行為などの問題行動や不登校への対応、特別支援教育の充実など取り組むべき課題があります。

### (1) 児童生徒の減少と教育の振興

本市の令和2年5月1日現在の学校数及び児童生徒数の現状は、小学校18校、児童数1,547人、中学校3校、生徒数805人となっており、年々減少していく傾向にあります。

南九州市児童生徒数の推移及び推計



(年度)

1学校当たりの学級数は、学校教育法施行規則で12学級以上18学級以下を標準とすることが規定されていますが、現在、本市の小中学校21校中、この標準を満たしているのは、川辺小学校の1校だけであり、ほとんどの学校が12学級を下回る小規模の学校であり、その中でも7校の小学校が複式学級となっています。

小規模の学校では，児童生徒一人一人に目が届くなどの利点があるものの，集団生活の中で切磋琢磨する機会が少ないことや教職員配置など，教育環境の面で不十分な点もあるとの指摘もあります。

一方では，過疎化・少子化が進行する本市にあつては，小学校と地区運動会を合同で行うなど，学校は地域コミュニティの中心であり，避難所としての防災機能も併せ持っていることから，今後は，小規模の学校の教育振興をどのように図っていくかが大きな課題です。

このような状況を踏まえ，平成 24 年 10 月に「南九州市学校のあり方検討委員会」から「小学校は，複式学級の解消ができる学校づくりを目指す」「中学校は，全教科の教諭が配置できるとともに多様な部活動ができるよう，1 学年 2 学級以上の学校づくりを目指す」といった基本的な考え方が意見書として報告されたところです。この意見書を受け，市立小学校のあり方・学校づくりについて，さらに協議・検討を進めるため，平成 29 年 7 月に「南九州市立小学校の将来のあり方検討委員会」が設置されました。

平成 31 年 1 月には当該検討委員会による検討結果が，答申書として市教育委員会へ提出され，市教育委員会では，この答申書を基に，令和元年 9 月「南九州市立小学校のあり方に関する基本方針（※32 頁(2)の項参照）」を策定したところであります。今後は，この基本方針の趣旨に沿って，地域が総意に基づいて学校再編を検討する場合の教育委員会の支援や，再編をしない学校への支援策等を積極的に検討・実施していきます。

## (2) 学力の実態とこれまでの取組

本市の小中学校の児童生徒の学力については，例年実施されている全国学力・学習状況調査の結果から見ると，平成 30 年度 4 月に実施された調査結果，平成 31 年 4 月に実施された調査結果ともに，ほとんどの教科で全国平均を下回る結果となっていることから，学力向上は，本市の喫緊の課題としてとらえ，各学校では，授業改善やかごしま学力向上支援 W e b システムの問題への計画的な取組等を継続しています。

また，令和 2 年 1 月に実施された鹿児島学習定着度調査では，県は目標を「全体の通過率 7 割」，「基礎・基本 8 割」，「思考・表現 5 割」に設定しており，小学校では，国語，算数，理科で目標を達成したものの，「基礎・基本」に着目すると，小学校においては理科以外の教科では課題が見られます。中学校においては中 1 の国語以外で課題となっています。今後も，各学校にお

いては、「基礎・基本」の確実な定着を図るために、個に応じた指導の工夫が求められます。

一方で、「思考・表現」に着目すると小学校、中学校ともに全教科で、目標通過率5割を達成している状況であります。さらに、中学校では、中1国語や理科、中2の数学、理科、英語で県平均を上回る結果となっており、各学校における授業改善のための取組や学力向上の具体策による成果が表れています。

今後も、主体的で対話的な深い学びの視点から各教科の授業改善を図るとともに、基礎・基本が確実に習得し、知識や技能を活用する力、思考力や判断力、表現力等を身に付けさせるよう学力向上のための具体策を講じていきます。

### 全国学力・学習状況調査結果の概要

(小学6年生)

平成31年度

	国語	算数
本市	64	63
県	66	65
国	63.8	66.6
国との差	0.2	-3.6

(中学3年生)

平成31年度

	国語	数学	英語
本市	69	54	50
県	70	57	53
国	72.8	59.8	56
国との差	-3.8	-5.8	-6.0

(小学6年生)

平成30年度

	国語A	国語B	算数A	算数B	理科
本市	70	53	63	49	59
県	70	53	64	49	59
国	71	55	64	52	60
国との差	-1.0	-2.0	-1.0	-3.0	-1.0

(中学3年生)

平成30年度

	国語A	国語B	数学A	数学B	理科
本市	74	58	63	45	64
県	75	58	64	45	65
国	76	61	66	47	66
国との差	-2.0	-3.0	-3.0	-2.0	-2.0

鹿児島学習定着度調査の結果の概要（令和元年度）

（小学５年生）

教科		県	地区	本市	県との差
国語	全 体	73.6	72.7	72.6	-1.0
	基礎・基本	76.6	76.0	76.1	-0.5
	思考・表現	68.4	67.1	66.6	-1.8
社会	全 体	72.2	72.6	68.1	-4.1
	基礎・基本	73.6	74.2	68.6	-5.0
	思考・表現	69.0	68.7	67.1	-1.9
算数	全 体	76.7	74.4	71.7	-5.0
	基礎・基本	79.9	77.3	74.3	-5.6
	思考・表現	69.7	68.2	66.0	-3.7
理科	全 体	81.2	80.7	79.9	-1.3
	基礎・基本	87.5	86.9	86.4	-1.1
	思考・表現	70.2	69.8	68.5	-1.7

（中学１年生）

教科		県	地区	本市	県との差
国語	全 体	79.6	79.3	80.7	1.1
	基礎・基本	82.8	82.1	83.5	0.7
	思考・表現	73.6	74.1	75.4	1.8
社会	全 体	64.9	62.4	61.8	-3.1
	基礎・基本	67.2	65.0	64.9	-2.3
	思考・表現	60.1	57.3	55.6	-4.5
数学	全 体	71.3	71.2	69.9	-1.4
	基礎・基本	79.2	79.5	78.5	-0.7
	思考・表現	54.6	53.6	51.8	-2.8
理科	全 体	64.8	66.9	67.1	2.3
	基礎・基本	71.5	73.8	73.1	1.6
	思考・表現	51.3	53.1	55.1	3.8
英語	全 体	67.9	66.1	66.1	-1.8
	基礎・基本	69.6	67.6	67.3	-2.3
	思考・表現	64.1	62.9	63.6	-0.5

(中学2年生)

教科		県全体	地区	本市	県との差
国語	全体	74.5	72.6	72.7	-1.8
	基礎・基本	78.1	77.1	76.2	-1.9
	思考・表現	66.4	63.1	65.4	-1.0
社会	全体	61.2	56.9	56.3	-4.9
	基礎・基本	59.7	53.8	52.1	-7.6
	思考・表現	64.6	64.3	66.1	1.5
数学	全体	60.7	61.4	65.6	4.9
	基礎・基本	65.9	67.4	71.2	5.3
	思考・表現	50.9	50.0	55.0	4.1
理科	全体	58.0	59.2	62.1	4.1
	基礎・基本	61.6	63.2	66.5	4.9
	思考・表現	50.7	51.4	53.2	2.5
英語	全体	61.0	60.0	62.3	1.3
	基礎・基本	65.2	63.7	66.1	0.9
	思考・表現	51.6	51.5	53.6	2.0

(3) いじめ、不登校等の状況

本市の小・中学校におけるいじめの認知件数は、平成29年度は小学校6件、中学校9件の合計15件、平成30年度は小学校54件、中学校46件の合計100件、令和元年度は小学校99件、中学校87件の合計186件となっており、増加傾向にあります。増加の背景には、軽微と思われることでも積極的に把握し、早期解決に努めようとする学校の意識の高まりがあることが考えられます。しかし、ネット上のいじめの増加など、学校の対応が難しさを増してきている現状も見られます。

このような現状から、いじめの問題は、依然として本市教育における最重要課題であり、関係者が一丸となった取組の一層の充実が求められます。

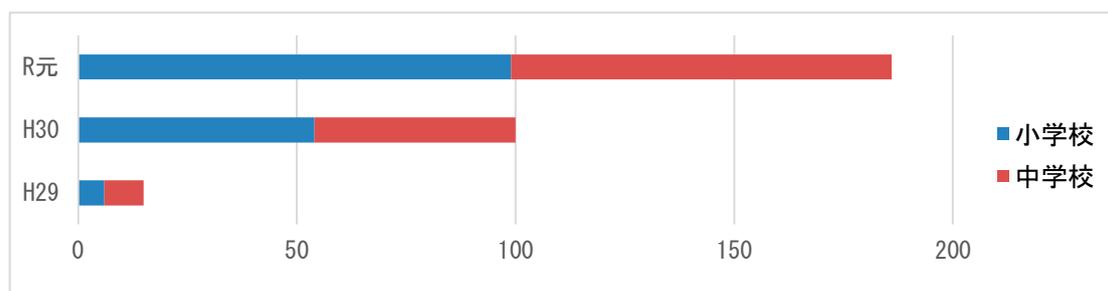
また、不登校については、不登校児童生徒数の推移に着目してみると、ここ数年高止まりの状況が続いており、憂慮すべき状況です。小中学校別に見てみると、小学校の不登校が増加傾向にあり、在籍比も県や全国の平

均を上回っています。さらに、中学校の在籍比も県や全国の平均に近づきつつある状況です。

不登校児童生徒の不安や悩みに適切に対応できるよう、相談体制の充実を図るとともに、学校への復帰に向けて、一人一人の状況に応じた個別の支援計画を基に教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を密にしながら、家庭との連携を深め、継続的に指導・支援していく必要があります。

いじめの認知件数の推移 (件)

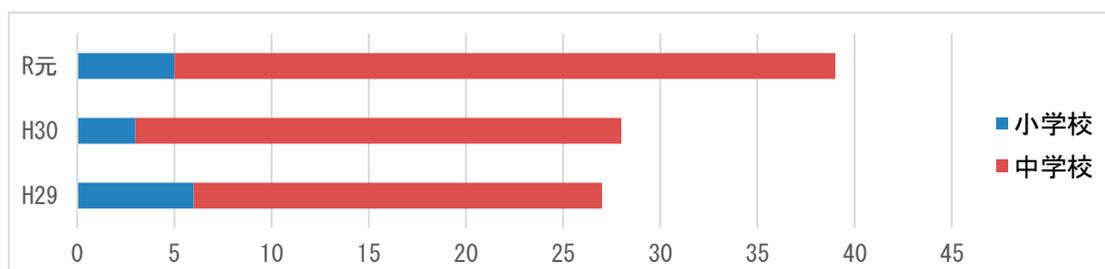
年 度	H 29 年度	H 30 年度	R 1 年度
小 学 校	6	54	99
中 学 校	9	46	87
合 計	15	100	186



不登校児童生徒数 (人)

年 度	H 29 年度	H 30 年度	R 1 年度
小 学 校	5 (0.31)	3 (0.18)	5 (0.32)
中 学 校	21 (2.36)	25 (2.85)	34 (3.89)
合 計	26 (1.03)	28 (1.12)	39 (1.57)

( )は在籍率 (不登校児童生徒数 ÷ 在籍児童生徒数 × 100)



#### (4) 体力・運動能力

今日、食生活をはじめとする生活環境の変化により、児童生徒の運動量

や屋外で体を動かす機会の減少等が見られ、児童生徒の体力・運動能力は、全国、本県ともに低下傾向にあります。

本市の児童生徒の体力・運動能力の状況については、令和元年度全国体力・運動能力調査の結果から、本市小学生は、県平均をおおむね上回っており、良好な状況にあると言えます。

しかし、種目によっては、県平均を下回っているものもあります。握力は、中学校男子を除いてほとんどの学年で県平均を下回っており、課題があります。また、小学2年生の50m走は、男女共に県平均を下回っており、長座体前屈（4年男子・中1女子）や立ち幅跳び（4年女子・中1女子）、上体起こし（6年男子）、反復横跳び（中1男子）については県平均を下回っています。

体力・運動能力向上のために、今後も家庭における望ましい食習慣や生活習慣を基盤にしながら、学校における体育学習を中心とした計画的・系統的な指導の充実を図るとともに、これまで以上に家庭や地域と連携を深め、児童生徒の体力・運動能力の向上に取り組んでいく必要があります。

### 本市の体力・運動能力調査の集計結果（令和元年度 平均値）

【小学校男子】（○県平均以上、▲県平均以下）

種目 学年	握力 (kg)	上体起 こし (cm)	長座体 前屈 (cm)	反復横 跳び (回)	20mシャ トルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅 跳び (cm)	ボール 投げ (m)
2年	▲ 9.23	○ 13.72	○ 27.32	○ 30.70	○ 28.04	▲ 11.00	○ 133.69	○ 12.43
4年	▲ 14.33	○ 18.35	▲ 29.63	○ 38.07	○ 46.79	○ 9.39	○ 146.95	○ 20.71
5年	○ 17.15	○ 20.26	○ 32.25	○ 42.94	○ 57.52	○ 9.34	○ 157.03	○ 24.55
6年	▲ 18.58	▲ 20.89	○ 32.49	○ 45.99	○ 63.08	○ 8.90	○ 166.57	○ 29.06

【小学校女子】

種目 学年	握力 (kg)	上体起 こし (cm)	長座体 前屈 (cm)	反復横 跳び (回)	20mシャ トルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅 跳び (cm)	ボール 投げ (m)
2年	▲ 8.75	○ 11.93	○ 32.29	○ 28.40	○ 23.04	▲ 11.34	○ 122.64	○ 7.84
4年	○ 13.80	○ 17.96	○ 35.45	○ 39.81	○ 36.97	○ 9.91	▲ 137.27	○ 14.85
5年	▲ 16.11	○ 18.89	○ 36.36	○ 40.84	○ 48.81	○ 9.48	○ 151.29	○ 16.38
6年	○ 19.60	○ 20.73	○ 38.15	○ 43.48	○ 50.50	○ 9.08	○ 160.08	○ 19.54

【中学校男子】

種目 学年	握力 (kg)	上体起 こし (cm)	長座体 前屈 (cm)	反復横 跳び (回)	20mシャ トルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅 跳び (cm)	ボール 投げ (m)
1年	○ 24.20	○ 23.42	○ 31.30	▲ 46.96	○ 70.67	▲ 8.58	○ 179.47	○ 17.83
2年	○ 29.33	○ 26.19	○ 33.66	○ 53.04	○ 88.11	○ 8.13	○ 200.62	○ 20.15

【中学校女子】

種目 学年	握力 (kg)	上体起 こし (cm)	長座体 前屈 (cm)	反復横 跳び (回)	20mシャ トルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅 跳び (cm)	ボール 投げ (m)
1年	▲ 20.87	○ 21.26	▲ 40.70	○ 45.73	○ 53.31	○ 8.99	▲ 165.71	○ 11.71
2年	▲ 24.09	○ 25.73	○ 44.14	○ 49.43	○ 62.43	○ 8.80	○ 178.03	○ 13.04

(5) 価値観やライフスタイルの多様化

情報化，国際化，少子高齢化が進展していく中で，経済的な豊かさが増すとともに，市民の価値観が多様化しています。

このような中，住民をはじめとして，NPO法人やボランティア団体などの関係者が連携し，まちづくりを推進していく「共生・協働・自立」の精神を生かした取組を充実させることが大切です。

また，地域と学校が相互のニーズを共有し，地域ぐるみで子供たちを見守り育てる気運を高めるために，地域学校協働活動の体制整備が求められます。

(6) 安全・安心な地域社会の環境づくり

少子高齢化の進展や人口流出等による過疎化の進展，価値観の多様化などにより，地域コミュニティ機能や地域の教育力が課題になってきつつあり，安心して子育てができる環境づくり，地域における防災力の充実・強化などが求められます。

特に，児童生徒が地域の中で安全・安心な生活を送れるような教育を行うことや，地域社会づくりを推進することが求められます。本市では，青少年市民会議を中核に，青少年育成校区・地区民会議での取組や，青色防犯パトロールでの巡回の取組により，児童生徒の安全はもとより，問題行動等の未然防止及び心豊かな子供たちの育成を目指した活動が実施されています。

加えて，学校における子供たちの放課後の居場所づくりや週末における学習活動・読書活動・文化活動・スポーツ活動等の様々な体験活動や地域住民との交流活動を充実させるために，地域子ども教室や地域塾が設置されています。

地域子ども教室開設状況

単位（回数：回，延べ数：人）

H29年度			H30年度			R1年度		
教室数	実施日数	参加者数	教室数	実施日数	参加者数	教室数	実施日数	参加者数
20	1,652	19,960	20	1,476	16,708	19	1,437	17,694

(7) 少子高齢化社会での生涯学習体制の整備

時代の変化に対応した生涯学習の推進策を、あらゆる年齢層ごとに考えていく必要があります。特に、高齢者に関する課題は多岐にわたっており、多様な選択肢の中から、主体的に学びの選択ができるような体制づくりが必要です。また、幼児期や青少年期にあつては、学校教育・社会教育を通じて、様々な学習を積み重ね、多くの人との出会いを通して、成人として成長していく素地を築く時期であり、自ら課題を見つけ、自ら考え、主体的に判断・解決できる能力を養うことが、生涯学習の基礎をつくることとなります。併せて、自分自身の学びを、地域活動で実践しながら深く学んでいくといった「学びの循環」を構築していくことも必要です。

本市の状況は、文化振興及び生涯学習講座については、趣味的な内容が中心ですが、社会の変化に対応した講座も多く開設されています。しかし、市民のニーズは趣味的・健康増進的な講座への意向が強く、社会参画に関わるような講座についてはなかなか開設されないのが実情です。文化振興の面でも、芸術・演芸等への関心は高く、地域づくり等の講座になると希望が少なくなります。青少年向けの体験活動については様々な事業を計画的に実施し、体験の中での学びを大切にしています。それぞれの事業に多くの参加者があり、体験活動への関心の高さを感じます。今後も郷土愛を育む上から、地域人材を活用しながら世代間の交流を更に進めて行きます。

また、学びの循環といった面からは、市立図書館で実施されているボランティアによる読み聞かせや図書館整備への支援等、経験や学びを社会で生かしていけるような体制を整備して行きます。

公民館講座数の推移

（単位：講座）

地区名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
穎娃地区	30	27	22	18	18
知覧地区	35	39	29	28	27
川辺地区	42	42	32	38	35
計	107	108	83	84	80

自主文化事業

(単位：人)

事業名	H 30 年度			R 1 年度		
	内容	入場者	場所	内容	入場者	場所
マスクプレイ ミュージカル	ブレーメンの 音楽隊	703	川辺文化 会館			
市民大学	講演	1,430	知覧文化 会館	講演	1,116	知覧文化 会館
市町村による 青少年劇場				一休さん	628	川辺小
陸上自衛隊西 部方面音楽隊	クリスマスコ ンサート	854	川辺文化 会館	クリスマスコ ンサート	813	川辺文化 会館

※マスクプレイミュージカルと市町村による青少年劇場は隔年実施

(8) 地域が一体となった子育て支援

近年の家族形態の変化や地域のつながりの希薄化に伴い、本来、子供が身に付けなければならない礼儀や生活習慣、規範意識が十分に備わっていなかったり、地域住民の声かけが減少したりしているため、家庭教育に対する支援がより必要になってきています。

家庭は全ての教育の原点であり、幼児期からの親と子の愛情を基盤とした生活の中から、いのちの大切さや基本的な生活習慣、すべての人・ものへの思いやりの心や規範意識を身に付けさせる上で大きな役割を担っています。

地域には、子供たちの生活を見守り、子育て支援や青少年健全育成の取組、異年齢の交流等とおした人間性の育成等に関わる取組が求められます。

本市においては、地域全体で支援する家庭教育を目指しており、教育関係団体等が、地域づくりや家庭教育支援及び青少年健全育成を目指した様々な活動を展開しています。

また、家庭教育学級を市内全小中学校等で開催したり、次世代の親となる中高生向けの子育て講座等を実施したりして、家庭の教育力の向上を目指しています。

今後も家庭教育の充実に資する取組等をとおして、地域総ぐるみでの子育て支援を行っていきます。

家庭教育学級開設状況

単位（回数：回，参加者：人）

開設区分	H 29 年度		H 30 年度		R 1 年度	
	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者
顛娃地域(小)	59	872	59	868	53	761
知覧地域(小)	62	862	63	958	52	691
川辺地域(小)	51	863	49	766	38	666
中学校	43	566	40	573	24	291
幼・保(園)	15	169	13	172	13	155
合計	230	3,332	224	3,337	180	2,564
教室数	27 教室		27 教室		27 教室	

(9) 社会教育団体の育成

私たちが相互に連携して生きていくためには、各種機関・団体、自治公民館、校区・地区公民館等の住民組織が中心となって、明るく豊かな地域づくりを目指した活動が展開されなくてはなりません。

本市の社会教育関係団体は、これまで多くの会員のもと活動を展開してきました。しかし、人口減とあいまって、会員の数は減少してきています。特に地域活動の中心的役割を担ってきた、地域女性団体、高齢者団体、青年団にあっては、価値観の多様化等様々な理由から、団体への所属を敬遠する傾向にあります。また、子ども会では、会員数の減少により異年齢集団での活動や組織存続が困難になっている単位子ども会もあり、近隣の単位子ども会が合同で活動するなど工夫が見られます。

このような状況の中で、指導者研修会等を通して社会教育関係団体を育成し、活動を支援していくことが大切です。また、地域づくりには、組織的活動が必要であることや、各団体の活動やボランティア活動が、大きな原動力であることを啓発し、共生・協働の気運を高めていく必要があります。

社会教育関係団体の会員数

(単位人)

団体区分	H 29 年度	H 30 年度	R 1 年度
南九州市地域女性団体	423	416	426
南九州市連合青年団	43	38	29
南九州市子ども会育成連絡協議会	2,436	2,343	2,298
単位子ども会数	134	129	127

(10) 社会体育の状況

本市の社会体育施設は、25施設あります。利用状況は下記のとおりで、多く利用されています。社会体育施設は昭和50年代に整備された施設が大多数ですが、長寿命化を図りながら機能を維持し、市民の利用に供しています。

社会体育施設利用者数 (単位：人)

年 度	体育館 (4箇所)	陸 上 競 技 場 (3箇所)	武 道 館 (2箇所)	テ ニ ス コ ー ト (10面)	弓 道 場 (2箇所)	サ ッ カ ー 場	多 目 的 球 場	ゲ ー ト ボ ー ル 場	そ の 他	計
H28	55,026	60,576	12,506	7,613	1,016	6,950	8,333	20,276	38,166	210,462
H29	48,946	68,141	12,476	7,069	999	5,653	5,970	21,465	38,145	208,864
H30	46,651	50,250	17,886	5,327	654	5,632	6,222	24,764	34,813	192,199
R1	56,262	30,678	16,131	5,234	462	3,885	2,738	25,186	33,820	164,396

このように、本市の人口は約35,000人ながら、多くの方が利用しています。今後も市民が利用しやすい身近にある社会体育施設として計画的に整備していく必要があります。

① 学校施設開放状況

社会体育の普及のために、学校施設開放事業により、市内21小中学校と閉校後の体育館と校庭を市民利用に供しています。多くの団体が登録しており、学校ごとに置かれている管理指導員と利用調整しながら有効に利用されています。

学校開放利用者数 (単位：人)

年 度	体 育 館	校 庭	計
H28	55,626	24,581	80,207
H29	60,586	25,034	85,620
H30	59,834	24,295	84,129
R1	51,455	25,165	76,620

各学校区ごとの市民利用が多いことから、市民の身近にある施設として整備充実を図っていく必要があります。

② 南九州市体育協会

本市社会体育推進の中心を担う組織として南九州市体育協会が、各地区公民館及び市内の種目別アマチュア競技団体・スポーツ団体をもって組織されています。

## 加盟団体数と加盟人数

年度	加盟団体数（統合団体）	加盟人数（単位：人）
R 1	26（17）	4,330
R 2	26（17）	4,222

これからも、各競技団体ごとの統合を図りながら、社会体育推進の要の組織として充実した活動を継続していく必要があります。

### (11) 文化財の保存・活用

本市には現在、国指定文化財をはじめとする指定文化財が 184 件あり、これらを後世に引き継ぎ保存していく必要があります。特に県指定史跡清水磨崖仏群では安定化及び国指定に向けた取組を推進します。

また、先人が築き上げた文化財を保存・継承する上で、寄贈・寄託して頂いた貴重な資料を企画展等を通して公開するとともに、児童生徒を対象にした「文化財講座」や「社会科学習の場」として博物館を活用し、次の世代へと継承する契機としていきます。

一方で、少子高齢化による後継者不足により途絶えつつある郷土の伝統芸能・民俗行事等について、後継者育成を図るとともに記録保存のための取材・撮影を行い記録映像として残していくことも重要です。

このように、文化財の保存活用に向けて、文化財をまちづくりや観光資源に活かしつつ、地域総がかりで、その継承に取組んでいくことが重要であり、文化財に関する総合計画「文化財保存活用地域計画」を策定します。



社会科学習「昔の道具」



県指定文化財（史跡）清水磨崖仏群

## (12) 文化活動の推進

地域文化活動の拠点施設である各文化会館は、老朽化等により維持補修に要する経費が増加しています。今後、これらを踏まえ施設改修を年次的に実施するとともに新たなニーズに応じた施設整備を行います。

文化協会においては、各支部による文化祭の開催等により地域の文化振興を図ってきましたが、文化協会会員の高齢化等により、今後の文化協会の運営に支障をきたすことが想定されます。今後、新規の加入団体及び若年会員の掘り起し等、組織の強化を図る必要があります。

文化芸術に触れる機会の提供や参加体験できる文化活動の充実を図るために、民間による自主文化事業や補助事業による芸術鑑賞事業の導入を検討していく必要があります。

# 南九州市教育大綱

令和3年度～  
令和7年度

人と自然が共生する 活気あふれる  
住みよいまち 南九州市

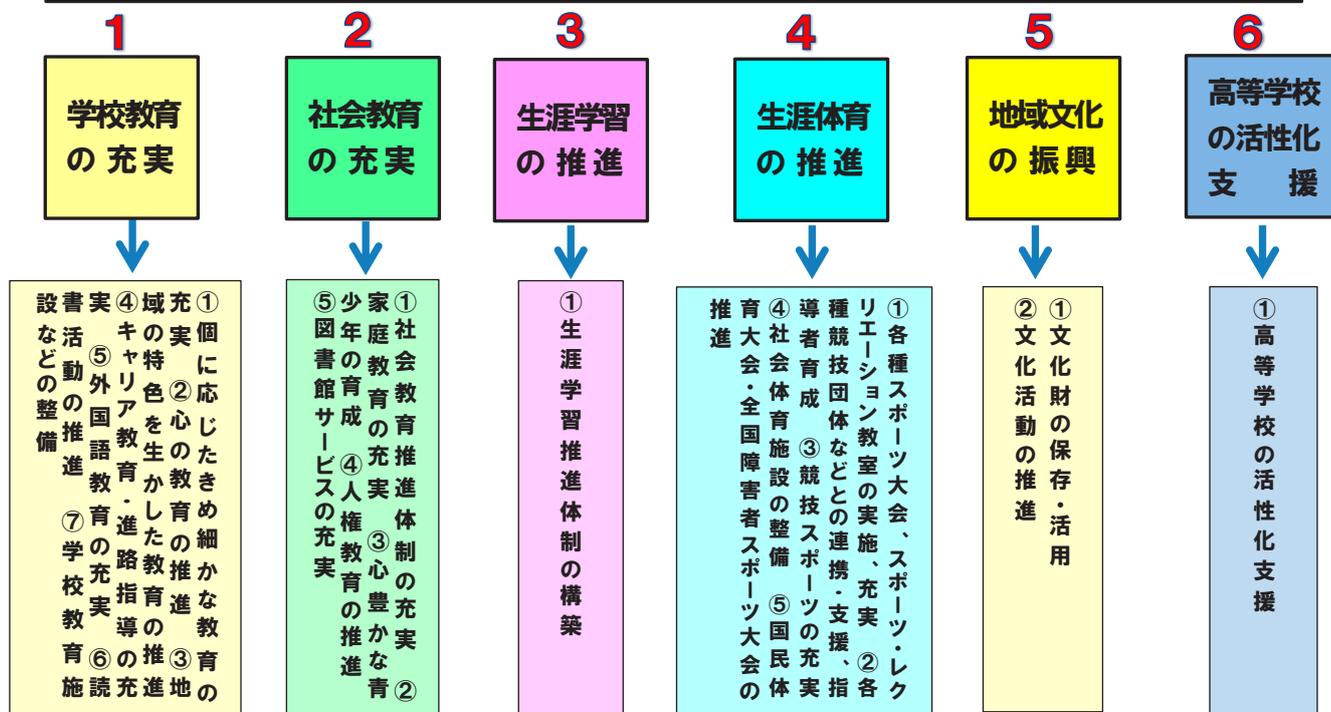
## 政策（教育文化）心の豊かさと創造力を育む教育・文化のまちづくり

「基礎・基本」の定着を基盤に、国際理解教育、情報教育、環境教育をはじめ、安心・安全な「食」のまちづくりの基本となる食育、郷土のよさを活かしたきめ細かな教育の充実やこころの教育を推進し、生きる力や創造力と豊かな心を育む学校教育の充実に努めます。教育の原点は家庭であるという自覚のもと、家庭教育支援条例に基づき、家庭教育や幼児教育をはじめ、世代間交流を促進し、家庭・学校・職場・地域などが一体となった青少年の健全育成に努めます。

本市の持つ豊かな自然・文化・歴史・農林水産物などの学習資源を活かし、幼児から高齢者まで対応した生涯学習機会の充実や、それを支える指導者やボランティア団体との連携を図り、だれでも身近に生涯学習へ参加できる体制の構築に努めます。

長い歴史に育まれてきた文化財や伝統行事などの保存・継承・調査・活用にも努めるとともに、多様な文化芸術に触れる機会の提供や参加体験できる文化活動の充実を図ります。

## 教育政策の基本目標実現に向けた6つの方向性



## 第3期南九州市教育振興基本計画

# 1 学校教育の充実

## 【現状と課題】

- 変化の激しいこれからの社会を生き抜くために、規範意識を養い、他人を思いやりの心や感動する心などの豊かな人間性や、たくましく生きるための健康や体力を育むことが求められます。
- 人権教育の視点に立った教育の充実とともに、道德の授業の中で道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育て、道德的实践につなげていくことができるようにすることが求められます。
- 基礎的・基本的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことが求められます。
- 児童生徒一人一人の状況に配慮した指導と、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行う特別支援教育の充実が求められます。  
また、児童生徒や保護者、地域に対し、特別支援教育への一層の理解と啓発を図ることが求められます。
- 郷土で学び、郷土を学ぶ郷土教育を重視し、地域の人材などを活用した体験活動を充実し、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進することが求められます。
- 環境教育やキャリア教育<sup>\*1</sup>など社会の変化に対応した教育の推進が求められます。また、キャリア教育の視点に立ち、校種間の一層の連携を図る必要があります。
- グローバル化が進む国際社会の中で、日本人としての自覚を持ち、主体的に生きていくために必要な豊かな語学力やコミュニケーション能力、異文化理解、国際協調の精神等を身に付ける教育の推進を図る必要があります。
- 技術革新の進展により、超スマート社会（Society5.0）の到来が予想される将来に向けて、技術革新に対応できる人材育成を図るとともに、最先端の情報技術を生み出し、それを実践的に活用することのできる素地を身に付ける教育を推進することが求められます。
- 安心・安全で安定した給食提供のためには、食中毒等への危機管理体制の強化、献立や食育指導の工夫、調理施設等の適正管理を図る必要があります。
- 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」を育むための教育環境として重要な意義

をもつだけでなく，地震などの災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから，その安全性の確保は極めて重要です。ただ，施設の老朽化が進行していることから，施設・設備に関する安全点検などを通じて危機意識の高揚を図り，安全管理を徹底し，校舎・屋内運動場などの適時適切な維持管理を行うことが求められます。大規模地震などから児童生徒の生命を守る安全・安心な学校づくりと施設の大規模な改修が課題となっています。

- 児童生徒数は，合併以前の平成 15 年度には小学校 2,551 人，中学校 1,459 人でありましたが，令和 2 年度では，小学校 1,547 人，中学校 805 人で，今後も少子化による減少傾向は続いていくことが予測されます。児童生徒一人一人の力を伸ばさせ，将来の社会に適應できる確かな人格形成を行うためには，一定規模の集団の中での教育活動を行うことが，より効果的で望ましいと考えられます。

※ 1 児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け，必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して，キャリア発達を促す教育。

### 年度別児童生徒数の推移見込み

単位：人

校 種	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
小学校	1,551	1,541	1,492	1,482	1,454
中学校	809	797	812	797	776

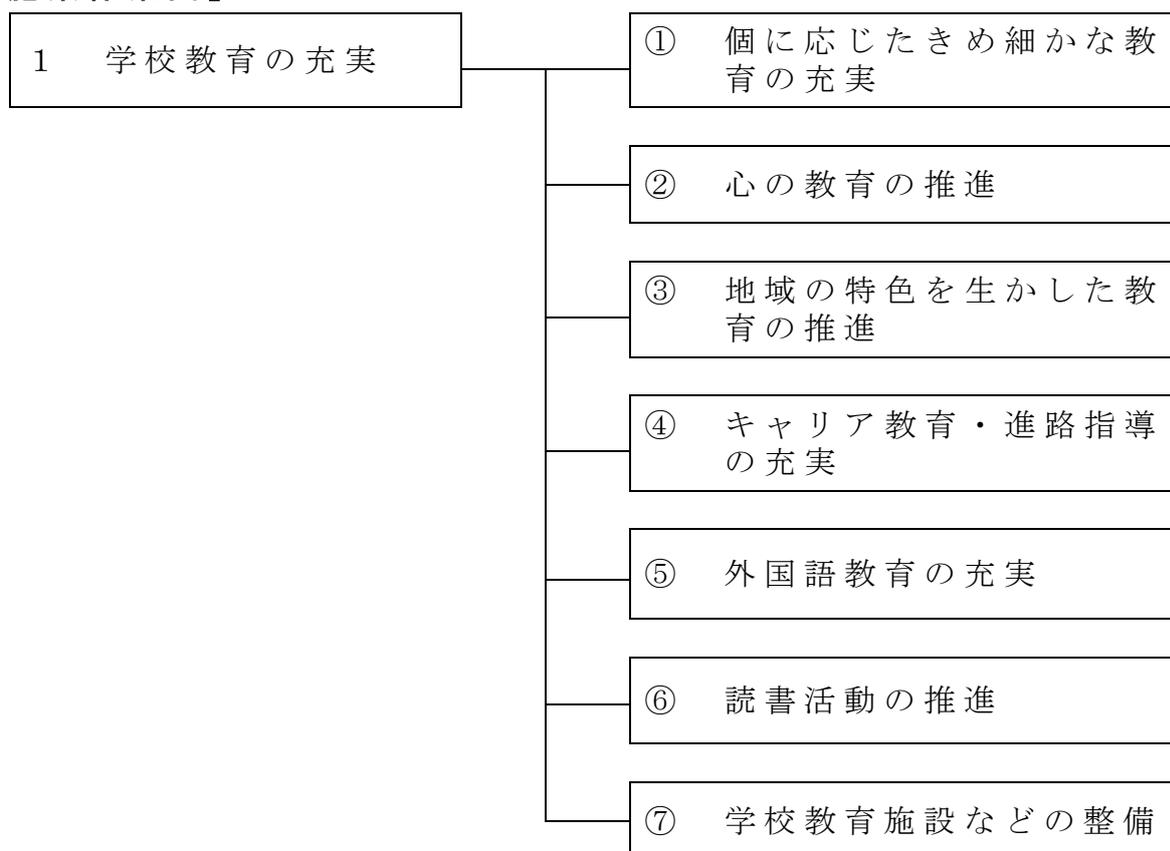
令和 2 年 5 月 1 日現在で推計

### 【施策の方向性】

- 基礎・基本を身に付けるとともに，自ら学び，考え，主体的に判断，行動し，よりよく問題を解決する能力を育みます。また，個に応じたきめ細かな指導と，一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進します。  
また，教育の情報化を推進し，児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。
- 道徳教育を中心とした心の教育を推進するとともに，人権教育や一人一人の心に届く生徒指導を推進します。
- 郷土（県・市）のよさを生かした学習活動を重視し，地域に開かれた特色ある学校づくりを推進します。
- キャリア教育，進路指導を充実し，幼・小・中・高の連携を図ります。
- 国際社会の中で，日本人としての自覚をもち，主体的に生きていくために語学力やコミュニケーション能力の育成を図ります。
- 児童生徒に対する情報教育を充実させるとともに，国の ICT 環境

- の整備方針等も踏まえ、学校におけるICT環境の整備を推進します。
- 児童生徒が、自主的に読書活動を行い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、読書活動を推進します。
  - 学校給食の安定した提供と児童生徒の食育指導を推進します。
  - 安全・安心な学校教育関係施設の計画的な整備を推進します。
  - 南九州市立小学校のあり方に関する基本方針（令和元年9月）に基づき、よりよい教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に取り組みます。

### 【施策体系図】



### 【施策の展開】

#### 1 個に応じたきめ細かな教育の充実

- (1) 知識及び技能の確実な習得と思考力・判断力、表現力等の育成及び学びに向かう力、人間性等の涵養

学校の実状を踏まえ、習熟に応じたきめ細かな指導が展開できるよう教育環境を整え、確かな学力の定着を図ります。

#### 具体的取組

- ① 問題解決的な指導過程（学習過程）を意図した南九州市スタンダードを見直し、主体的・対話的で深い学びの視点で授業改善を図り

ます。また、かごしま学習Webシステムを活用し、演習問題を活用した学習指導を充実させるよう管理職研修会や校内研修の機会に指導します。

- ② 各中学校区において、相互の授業参観や授業研究を実施するなど、授業を通じた小中連携教育を推進するとともに、市研究指定校による研究公開や市内小・中学校の教員を対象とした指導法改善研修会を実施し、教員の指導力の向上に努めます。
- ③ 市ICT活用研究推進校を指定し、児童生徒の学習意欲を高め、確かな学力を身に付けさせる指導方法の開発を推進します。

項目	目標指数（年度）				
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
鹿児島学習定着度調査	各学年，各教科，県平均以上	→			
全国学力・学習状況調査	各学年，各教科，国平均以上	→			

## (2) 体力・運動能力の向上

児童生徒の体力や運動能力は、生涯にわたって健康で活力ある生活を営む基礎となるものです。学校教育だけでなく、家庭や地域と連携した体力・運動能力の向上を推進します。

### 具体的取組

- ① 体力・運動能力調査の結果を分析し、体力向上のための指導の改善に活用することにより、児童生徒の実態に応じた体力・運動能力向上の取組を推進します。
- ② 児童生徒，保護者等に対して体力の必要性を学校への指導を通して、理解させるとともに、体力向上に関する意識の高揚を図ります。

項目	目標指数（年度）					目標値の内容・根拠
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
全国体力・運動能力調査 （中学生）	75%	80%	80%	80%	80%	調査における全国平均以上の種目の割合 （R 1年度：69%）

### (3) 特別支援教育の充実

一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行う特別支援教育を推進するとともに、児童生徒・保護者・地域への啓発を推進します。

#### 具体的取組

- ① 特別支援教育支援員の配置を拡充し、各学校及び児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実に努めます。
- ② 幼保小の連携を一層推進するとともに、障害の状態や教育的ニーズ、保護者の意見等を踏まえた総合的な就学先の判断がなされるようにします。

項目	目標指数（年度）					目標値の内容・根拠
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
特別支援教育支援の配置	31人	32人	33人	33人	33人	学校数21校に対する総配置人数 (R1年度：30人)

### (4) 教育の情報化の推進

学習の基盤となる情報活用能力（情報モラルを含む。）の育成に向けて、ICTを活用した学習活動の充実に努めるとともに、国のICT環境の整備方針等も踏まえ、学校におけるICT環境整備を推進します。

#### 具体的取組

- ① 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の実現に向け、各教科等においてICT機器を活用した授業実践を推進します。
- ② 各教科等における授業改善や、プログラミング教育を充実させるために、教員に対する研修の充実に努めます。
- ③ ネット依存や情報モラル等について、児童生徒への指導を行うとともに、啓発資料の活用や各種研修会への職員派遣などをおして、フィルタリングの設定や家庭内ルールの策定に係る保護者への啓発に努めます。
- ④ 学習者用コンピュータや無線LANなど、学校におけるICT環境の整備に努めます。
- ⑤ 教職員が校務においてICTを活用し、児童生徒の情報共有や効率的な成績処理など、きめ細かな指導を行えるような環境の整備を

推進します。

- ⑥ 学校における情報セキュリティの確保に取り組み，教師及び児童生徒が安心して学校でICTを活用できる環境の整備に努めます。

項目	目標指数（年度）					目標値の内容・根拠
	R3	R4	R5	R6	R7	
授業に積極的にICT活用できる教員	20%	25%	30%	35%	40%	学校における教育の情報化の実態等に関する調査（R1年度：17%）

## 2 心の教育の推進

### (1) 道徳教育の充実

人権教育推進の観点から，道徳の時間を中心に道徳的心情や道徳的判断力を高め，生活の中での実践化を促し，より良い人間関係づくりを推進します。

#### 具体的取組

- ① いじめ問題への対応や「考え，議論する道徳」の実現のために，指導主事等の派遣を通して，主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業の創造に努めます。

項目	目標指数（年度）					目標値の内容・根拠
	R3	R4	R5	R6	R7	
道徳研究授業への指導・助言	6回	9回	12回	15回	20回	全21校への指導主事の派遣回数（R1年度：3回）

### (2) 積極的な生徒指導の推進

不登校の問題やいじめ問題などに組織的・計画的に取り組み，保護者・地域と一体となった生徒指導を推進します。

#### 具体的取組

- ① 管理職研修会，生徒指導主任等研修会の充実を図り，いじめや不登校の未然防止，早期解決が図られるよう教職員の指導力の向上に努めます。
- ② 不登校・不登校傾向の児童生徒に対して，一人一人の実態を踏ま

え保護者や関係機関と連携した組織的・継続的な支援に努めます。

③ いじめアンケートや「学校楽しいと」を全ての学校で実施し、いじめの未然防止，早期発見・早期対応に努めます。

④ インターネットや携帯電話等の使い方に関する情報モラル教育について，専門家を積極的に招聘して指導の充実を図ります。

⑤ 市いじめ防止対策基本方針を見直し，市いじめ問題対策連絡協議会，並びに市いじめ問題専門委員会の充実を図り，家庭や地域と連携したいじめの未然防止に努めます。



市いじめ問題専門委員会

項目	目標指数（年度）					目標値の内容・根拠
	R3	R4	R5	R6	R7	
不登校生の 在籍率	1.4%	1.3%	1.2%	1.1%	1.0%	不登校児童生徒数÷全 児童生徒数 (R1年度：1.57%)

### (3) スクールカウンセラー※<sup>2</sup>などによる相談活動の充実

教育相談員やスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等を中心とした児童生徒の心情や家庭環境の把握に努め，自己有用感を育成し児童生徒の心身の安定を図ります。

#### 具体的取組

① 児童生徒の状況を事前に把握し，不登校やいじめ等の未然防止を図る「スクリーニング」を実施するとともに，教育相談員等による定期的な学校への巡回及び教育相談を実施します。

② 教育相談員，スクールソーシャルワーカー，適応指導教室指導員等による定例ケース会議の実施により，情報連携を強化し，それぞれの専門性を生かして，一人一人の実態に応じた対応に努めます。

③ 学校教育課，福祉課，福祉事務所等の関係機関との連携を体系化した「南九州市子ども相談センター」を設け，児童生徒を取り巻く多様な課題に適切に対応するよう努めます。

④ 教育相談に関する専門的な知識を有する「市子ども相談センターアドバイザー」による，教育相談員やスクールソーシャルワーカー

への助言，市内各学校への派遣を通じたカウンセリングの充実に努めます。

※2 いじめや不登校などの対策として，児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために，学校に配置される臨床心理士などの専門家

#### (4) 人権教育の充実

「人権教育は全ての教育の基本」という方針のもと，全ての教育活動を通じて，児童生徒の人権尊重の精神の高揚を図るとともに，あらゆる他者を価値のある存在として尊重することができる人権教育の指導内容・方法の工夫改善を図ります。

##### 具体的取組

- ① 人権教育の理念が，学校経営方針に位置付けられ，人権教育の全体計画・年間指導計画や共通実践事項等に基づいた活動が充実しているか，点検，評価します。
- ② 南九州市人権教育研修会をはじめとする各種研修会等を通して，人権教育の指導者の育成に努めます。
- ③ 人権擁護機関と連携し，人権教室，人権の花運動，人権作文コンテスト，人権標語コンテストの実施等，児童生徒に対する人権啓発活動を実施します。

### 3 地域の特色を生かした教育の推進

#### (1) 郷土教育の充実・振興

県や市の歴史・文化などの学習を通して，自らの郷土や国に対する愛着と誇りを育むとともに，他の地域や国を敬う心を醸成し，豊かな文化の創造に寄与する子供の育成に努めます。

##### 具体的取組

- ① 総合的な学習の時間や土曜授業を活用して，郷土の地理や歴史，伝統や文化に対する理解を深める学習を充実させ，郷土に誇りをもち，郷土を愛し，国を敬う心を育成します。
- ② 郷土南九州に誇りをもち，未来を担う子供たちを育てるために，教職員が南九州の文化，歴史，伝統等についての理解を深め，教育実践がなされるよう，郷土教育に関する教職員の資質の向上を図ります。
- ③ 本市の基幹産業であるお茶を基軸とした学習を茶業課や本市の人材と積極的に連携を図らせ，それを基盤としつつ，郷土の産業に興味や関心を深めることができるように努めます。

## (2) 地域に開かれた特色ある学校教育の推進

各学校で実施している学校評価を基にした学校運営のPDCAサイクルの充実・改善を指導するとともに，豊かな自然や地域の人材・特色などを生かした体験的な活動を充実します。

### 具体的取組

- ① 11月1日から7日までを地域が育む「かごしまの教育」県民週間として設定し，この週間において各学校で授業参観等を実施します。
- ② 学校教育に関わる様々な取組を，教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し教育活動の質の向上に努めます。



地域人材の活用による昔の遊び教室

項目	目標指数（年度）				
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
地域人材の活用状況	300時間 (各学校年間15時間程度)				

## (3) 学校給食センターの運営の充実

安心・安全な給食の提供に努め，特色のある献立の充実及び食育の推進を図ります。また，施設・機器などについては，学校給食衛生管理基準に適合した維持管理に努めます。

### 具体的取組

- ① 栄養バランスの取れた献立の工夫・食物アレルギー対応等に努め，児童生徒の健康増進・体位向上を図ります。



米飯給食（週3回）



パン給食（週2回）

- ② 栄養教諭による食育指導を行い，学校・家庭との連携により正しい食事のあり方と望ましい食習慣の定着に努めます。



栄養教諭による食育指導

- ③ 食中毒・異物混入防止に対する意識向上に努め，衛生管理体制の強化を図ります。
- ④ 経年劣化等による調理機器・給食用食器・各学校設置の牛乳用保冷庫等の更新により安定した給食の提供に努めます。

#### (4) 地場産物を使用した安心安全な給食の提供

特産品であるお茶の飲用と地場産物を活用した献立の充実に努めます。

#### 具体的取組

- ① 子供たちがお茶文化を身近に親しめるよう給茶機を設置し，本市の基幹農産物である茶の消費促進を図ります。



知覧茶の飲める給茶機

- ② 茶給食事業の継続や地域食材の活用により，地産地消の推進を図ります。



お茶パック



かからん団子

#### (5) 学校給食費の助成

子育て世帯の経済的な負担軽減を図り，子育て支援を推進します。

### 4 キャリア教育・進路指導の充実

#### (1) キャリア教育の充実

「社会的・職業的状況」に向け，必要な基盤となる能力や態度を発達段階に応じて育成するために，体系的・系統的なキャリア教育を推進します。また，キャリア教育の視点から進路指導を充実させ，幼・小・中・高の連携を深めます。

#### 具体的取組

- ① 全ての小中学校において，キャリア教育の全体計画及び指導計画を作成し，幼稚園，高等学校を含めた系統的・体系的な進路指導を推進します。
- ② 各中学校区ごとの小・中連携教育を推進する中で，小学校におけるキャリア教育の充実に努めます。
- ③ 児童生徒がキャリア教育に係る活動を記録し，蓄積するための教材（キャリアパスポート）等の活用を図ります。

項目	目標指数（年度）					目標値の内容・根拠
	R3	R4	R5	R6	R7	
キャリア教育 年間指導計画	70%	80%	90%	100%	100%	全小・中学校における 作成率 (R2年度：66%)

## (2) 啓発的な体験学習の推進

将来の生き方につながる職場体験学習などの啓発的な体験学習を推進します。

### 具体的取組

- ① 中学校の職場体験学習について，3日間以上の体験活動と事前・事後の学習の充実に努めます。
- ② 市商工会と連携し，職場体験学習の理解と啓発に努め，受け入れ先の拡充に努めます。
- ③ 児童生徒一人一人の進路に関する意識を高め，将来の夢や目標の実現に向け，学業の必要性や意義を実感できるよう，職場体験学習や出前授業，講話等の取組を充実します。

## 5 外国語教育の充実

### (1) 国際共通語としての英語力の向上

これからの国際社会において，自ら思考し，判断し，行動することのできる国際感覚をもった児童生徒を育成するとともに，児童生徒の英語力の向上に努めます。

### 具体的取組

- ① 各学校では，総合的な学習の時間等において，国際理解に関する学習の充実を図ります。
- ② 小学校段階において，ALTやAEAを随時派遣して外国語教育の充実を図ることで国際理解を深めるとともに，英語への親しみを持たせ，中学校の英語学習への意欲を高めます。
- ③ 小学校高学年の英語の教科に伴い，「聞くこと」や「話すこと」を中心とした活動の充実を図るとともに，中学校への円滑な接続を図るための授業づくりを推進します。
- ④ 英語力の向上のために，中学生の英語検定受検<sup>※3</sup>を推奨し，合格率の向上に努めます。



AEAによる小学校での外国語活動

項目	目標指数（年度）					目標値の内容・根拠
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
英語検定 3 級以上の取得者率	20%	25%	30%	35%	40%	中学校での英検 3 級以上の取得者率 (R 1 年度:16.1%)

※3 日本英語検定協会が主催している日本で最も受検者の多い英語技能検定のこと。  
文科省は、国の「第3教育振興基本計画」における成果目標として、中学校卒業段階で CEFR A1 レベル（英検 3 級程度）以上、高等学校卒業段階で CEFR A2 レベル（英検準 2 級～2 級程度）以上を達成した中高生の割合を 50%とする目標を掲げている。

## 6 読書活動の推進

### (1) 学校における読書活動の推進

読書活動は、児童生徒が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにして、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、豊かな感性や情緒をはぐくみ、ものの見方や考え方を深め、人生をより豊かなものにしていくとする人間形成にとって、極めて大切なものです。

このようなことから、児童生徒が、発達段階に応じ日常的に読書に親しむことができるよう、学校における教育活動全体を通じた読書活動の推進に努め、生涯にわたる読書習慣の礎の形成に努めます。

#### 具体的取組

- ① 学校司書（補）や読書指導担当教員等を中心として児童生徒の実態に応じた学校図書館の計画的活用を推進し、様々な本に触れる機会を確保するなど、読書の広がりや図られるよう努めます。
- ② 各教科・領域等と関連した読書活動を推進します。
- ③ 朝読書等の時間を設定するなど、教職員と児童生徒が共に読書をする時間の確保に努めます。
- ④ 読書活動を通じた児童生徒同士の交流を図り、児童生徒の意欲的な読書活動を推進します。

### (2) 家庭・地域における読書活動の推進

児童生徒の読書活動は、学校だけでなく、家庭や地域の協力によって、一層の充実が期待できます。

このようなことから、学校と家庭・地域が一体となった読書活動を推進します。

#### 具体的取組

- ① 家庭における「朝読み・夕読み」を推進し、音読の習慣化に努めます。
- ② ノーメディア時間等を設けるなど家庭における望ましい読書環境の構築を推進し、「1日20分読書」や「親子読書」を推進します。
- ③ 「親子読書」や「緑陰読書」、「読み聞かせ」等読書ボランティア

グループなどとの連携に努め、児童生徒の読書環境の構築を推進します。

## 7 学校教育施設などの整備

### (1) 校舎・屋内運動場などの整備

学校施設は、年次的・計画的に整備を進めていますが、建設年度の古い施設も多く、老朽化も進行していることから、今後は、令和2年度に策定した学校施設長寿命化計画に基づき長寿命化対策を始め、南九州市の小学校の現状と将来的な児童数の推移及び地域の様々な事情を総合的に考慮するとともに、適正規模・適正配置について検討し、計画的な整備等を推進していきます。

#### 具体的取組

##### ① 本市学校施設（校舎）の大規模改造事業実施状況

良好な学校施設（校舎）の教育環境維持のため、計画的に施設の改修等を実施してきましたが、引続き安全・安心な学校づくりのため、大規模改造事業等の実施を行っていきます。

これまでは、耐震1次及び2次診断結果を受けて、耐震補強の必要な校舎を、建築年の古い順で耐震補強工事及び大規模改修工事を実施してきました。

今後の学校施設等の改修  の基本方針

これからは、各施設の現在の状況を調査し、施設の劣化状況等の健全度合を点数化し健全度の点数の低い施設から改修計画を検討していきます。

#### 《部分》

#### 《全体》

原 状 回 復	<b>修繕</b>	<b>大規模改造</b>
	経年劣化した建物の一部を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること	工コ改修や老朽化に伴う補修など、既存の建物を建て替えずに改修を行うこと（老朽改修、トイレ改修、空調回収など）
性 能 向 上	<b>改善</b>	<b>長寿命化改修</b>
	経年劣化した建物の一部を、物理的な不具合を直し耐久性を高めることに加え、機能や性能を求められる水準まで引き上げる改修を行うこと	長寿命化を行うために、物理的な不具合を直し耐久性を高めることに加え、機能や性能を求められる水準まで引き上げる改修を行うこと

## 学習内容・学習形態の多様化への対応



- 教室配置の見直しによる学習しやすい環境づくり  
(廊下の壁を一部撤去し多目的スペースを整備)

## バリアフリー化



- 昇降口にスロープを設置

## トイレ環境の改善



- トイレを子供たちの交流の場に  
(手洗い場を島のように配置)

## 防災機能の強化



- 多目的トイレの整備

## 地球環境問題への対応



- 木材利用による豊かな環境づくり  
(地域材による内装木質化)

## 構造躯体の耐久性向上



- 構造躯体の部分的な欠損に対する改修  
(コンクリートの欠損箇所補修)

出典：学校施設の長寿命化改修に関する事例集（文部科学省）

## ② 空調設備整備状況

市立小・中学校における空調設備の設置率は、普通教室は小学校，中学校共に100%ですが，特別教室は小学校が39%，中学校が31%と，全国の小・中学校における設置率50.5%（R1文部科学省調べ）を下回っています。

厳しい気象条件に対応した教育環境の確保のため，今後も普通教室の設置率は100%を維持しつつ，特別教室における空調設備の整備も推進します。



### 【学校施設における空調設備の設置率】

	普通教室空調設置率 (設置教室数/保有教室数)	特別教室空調設置率 (設置教室数/保有教室数)	目標特別教室 空調設置率
小学校	100% (125/125)	39% (51/145)	50%
中学校	100% (31/31)	31% (18/59)	

令和2年12月1日現在

#### ③ トイレの洋式化・計画的整備

市立小・中学校におけるトイレの洋式化率は、小学校が50%、中学校が46%と、住宅の洋式トイレ保有率89.6%（H20総務省調べ）を大きく下回り、児童・生徒の家庭における生活文化と乖離している状況です。

今後実施される改修工事に合わせてトイレの洋式化を進め、トイレ環境の改善を図っていきます。

### 【学校施設におけるトイレの洋式化率】

	和式便器数	洋式便器数	洋式化率	目標洋式化率
小学校	219	220	50%	55%
中学校	103	86	46%	

令和2年12月1日現在



トイレの洋式化

支援教室用トイレ設置

## (2) 南九州市立小学校のあり方に関する基本方針に基づく教育活動の支援

南九州市学校のあり方検討委員会による答申結果を踏まえ、魅力と活力ある学校づくりを目的とした市立学校の再編について検討する地域への支援を行います。

令和元年9月策定の基本方針に基づき、魅力と活力ある学校づくりを目的とした市立学校の再編について検討する地域への支援を行います。

### **具体的取組**

① 地域から再編の要望があがってきた場合は、次代を担う子供たちの健やかな成長を第一に考え、保護者や地域住民の十分な理解と協力を得られるよう、丁寧な協議を行うなど、その支援を図ります。

② 再編を検討する地域への支援策

#### 1. 児童に対する配慮

学校を再編する場合、児童に精神的な不安や動揺を生じさせないよう配慮していく必要があります。新しい学校での生活に適應できるようにするために、再編前において、学校行事の事前交流の実施や学校間での事前協議、児童の心のケアなど新たな学校生活に戸惑うことがないように、きめ細かな指導が行き届くよう配慮します。

#### 2. 通学に対する配慮

通学状況を十分踏まえ、歩道設置や危険箇所の確認とその対策など通学路変更に伴う安全対策に十分な配慮を行います。また、地理的条件等により、通学路の安全性が確保できないなどの諸事情がある場合は、必要に応じてスクールバス等を導入し、児童の安全性を確保します。

#### 3. 保護者・地域住民に対する配慮

学校の教育効果が最大限に発揮されるためには、関係者の連携・協力が欠かせないことから、保護者や住民に対して、学校及び地域を取り巻く教育環境などについて丁寧かつ具体的な説明を行い、保護者・地域住民の理解と協力を得られるよう努めていきます。

なお、地域が総意に基づき学校再編を検討する場合には、教育委員会も積極的に支援を行っていきます。

#### 4. 防災体制に対する配慮

学校の再編により，通学区域がこれまで以上に広がった児童の避難等の防災体制は，各学校の実情を踏まえた機能化を図るなど，安全面に支障をきたすことがないように努めていきます。

##### ③ 再編しない学校への支援

教育環境上の課題を軽減するためには，近隣の学校等との合同授業や合同の行事を実施し，多様な体験や児童同士で切磋琢磨する機会を増やすなど，過小規模校，小規模校のデメリットの緩和策を積極的に検討・実施していきます。

##### ④ スクールバス等の適正な運行について

遠距離通学となる児童生徒の通学支援としてバスやタクシー等で，現在 15 路線を運行し，遠距離通学となる児童生徒の安全・安心を確保し，再編による保護者の新たな経済的負担が生じないように，必要な支援に努めます。

また，児童生徒の減少等，スクールバスを取り巻く環境の変化に対応した効率的な更新計画とその配置を行っていきます。

##### ⑤ 閉校後の跡地活用について

閉校後の学校施設の跡地利用について，当該地域の要望を聞きながら，活力ある地域のまちづくりに寄与する利活用を検討するとともに，施設の処分も含めた維持管理方法等について検討を行い，本市のまちづくりにとって有効的な学校跡地の利活用を図っていきます。



合同遠隔授業の様子



バス乗車（登校時）の様子

## 2 社会教育の充実

### 【現状と課題】

- 社会教育行政に対し多種多様化する市民の期待に応えるため，社会教育委員などの提言に基づいた施策の見直しや，学校や行政機関，社会教育関係団体などと連携した事業の推進を図る必要があります。
- 少子高齢化や共働き家庭が増えている中で，家庭の教育力の向上を目指した家庭教育について学ぶ機会の充実が求められています。
- 全国各地で発生する事件・事故を教訓に，子供の安全対策に力を入れる必要があります。また，インターネットの利用に関する問題も顕在化しており，正しい活用について年代に応じた学習の機会を提供する必要があります。南九州市青少年育成市民会議を中核に，家庭・地域・学校が連携して地域ぐるみで子供たちを見守り，育てていく体制づくりの強化が求められています。
- 人権に対する市民の意識の高揚を図るために，人権問題を身近な問題としてとらえるよう，いろいろな場において学習活動を展開していく必要があります。そのために，人権問題を正しく理解するための積極的な取組や啓発，広報活動を継続して行う必要があります。
- 図書館は，多様化する市民の学習要望に応えられるよう対応していく必要があります。

子ども会加入者数（令和2年7月1日現在）

地区	団体数 (単位： 子ども会 数)	加入者数（人）					
		幼児	小学生	中学生	高校生	育成者 指導者	計
穎 娃	51	124	498	278	101	1,023	2,024
知 覧	36	156	448	234	3	779	1,620
川 辺	37	55	497	227	5	674	1,458
合 計	124	335	1,443 (93.3%)	739 (91.8%)	109	2,476	5,102
子ども会員数			2,182 (92.8%)				

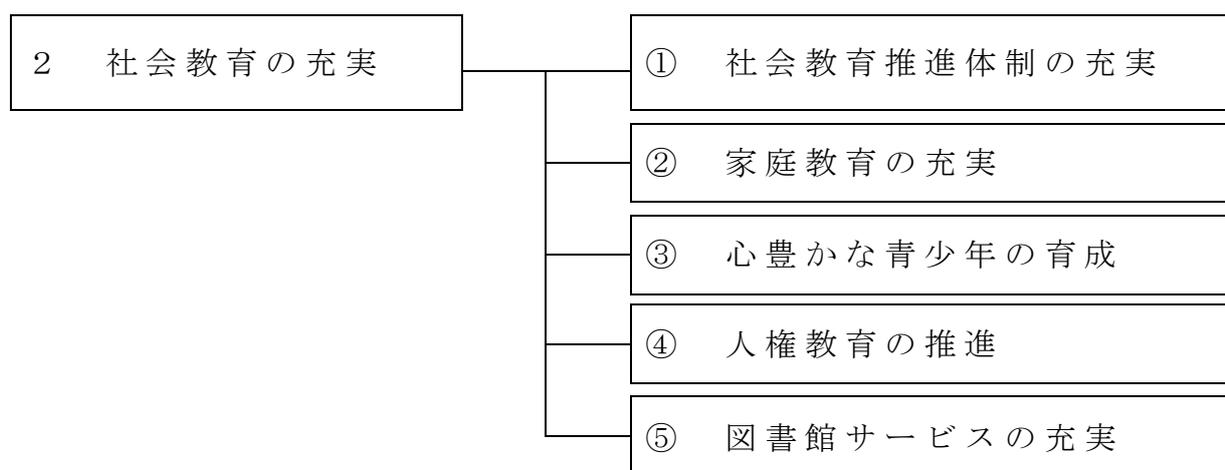
### 各種団体加入者数（令和2年5月1日現在）

団体名	加入者数(人)
地域女性団体連絡協議会	363
市連合青年団	20
P T A 連絡協議会	3,016
高校生クラブ	215
ジュニア・リーダークラブ	20

#### 【施策の方向性】

- 社会教育委員の会議の充実，社会教育関係団体の育成及び連携，職員の資質向上に努め，効率的，効果的な社会教育行政の推進を図ります。
- 教育の原点である家庭教育力の向上を目指して，様々な機会を活用した家庭教育に関する講座の実施など，家庭教育を支援する総合的な取組を行います。また，「南九州市家庭教育支援条例」の円滑な推進を図ります。
- 心豊かでたくましい青少年の育成を図るために，家庭・地域・学校及び行政が連携を密にして，様々な体験活動や文化活動，伝統芸能継承活動などを支援していきます。
- 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題への市民の正しい理解のもと，全ての人々の人権が尊重される社会の実現を目指します。
- 市民への学習支援を図るために，図書館サービスの充実に努めます。

#### 【施策体系図】



#### 【施策の展開】

##### 1 社会教育推進体制の充実

- (1) 社会教育委員の会議の充実

本市の実態や市民のニーズを正確に把握し、テーマを基に今後の望ましい社会教育行政のあり方について調査研究や協議を行っていただき、出された意見を施策推進に反映させていただきます。

### 具体的取組

- ① 年3回の会議や必要な調査研究を行い、社会教育の現状や課題を把握・検討し、教育委員会への助言を行います。また、家庭教育支援を具現化するための取組の一つとして、「地域学校協働活動」の体制整備と実現に向けた調査研究及び提言を行います。



社会教育委員の会議

- ② 社会教育委員の資質向上を目指した研修の充実を図り、住民と行政が協働してまちづくりを進めるよう支援します。

### (2) 社会教育関係団体の育成・連携

明るく豊かな地域づくりのために、子ども会育成連絡協議会、PTA連絡協議会、地域女性団体連絡協議会、連合青年団などの各団体の組織強化を図り、それぞれが充実した自主活動がなされるよう、各種研修会などを実施し、活動を支援します。

### 具体的取組

- ① 各団体への指導・助言をとおして、各団体の存在意義を理解させ、会員（団員）が相互に協働で活動し、更に活性化するように支援するとともに、各種関係団体の活動の広報を充実させることで、会員（団員）の確保、情報提供に努めます。



市子ども会フェスティバル



市女性連ふるさとを興す学習大会



市連合青年団主催事業「なぞとき神殿」

- ② 地域子ども教室の充実及び地域学校協働活動の推進を図ります。



地域子ども教室(学習活動)



地域子ども教室(昔のお菓子作り)



地域学校協働活動

### (3) ボランティア活動の推進

生涯学習ボランティアや社会教育関係団体の育成・支援をとおし  
て、人づくり、まちづくりを支援する人材の育成に努めます。

#### 具体的取組

- ① 地域住民が主体となって行う自発的な活動を支援します。
- ② ボランティア養成セミナーや各種リーダー研修会への派遣を推進し、社会教育関係団体と連携を図りながら相互扶助の気運を高めます。



防犯キャンペーン



清掃活動（石灯笼磨き）



お茶のおもてなし

## 2 家庭教育の充実

### (1) 子育て支援のための施策体系づくり

子育て支援事業の充実を図り、乳児期の成長の各段階における発達課題を考慮した、保護者向けの学習及び養育支援策の体系づくりに努めながら、基本的な生活習慣の形成や心の教育を推進します。

#### 具体的取組

- ① 子供を持つ家庭を支援する事業を展開します。
- ② 小学校入学説明会時を利用した保護者向けの子育て講座を全小学校で実施し、家庭教育力の向上に努めます。
- ③ 次世代の親となる中高生向け「子育て講座」を開設し、子供との関わり方や育児についての理解を深める講座や交流体験などを学校と連携して実施します。



次世代向け子育て講座



保育園・幼稚園実習

## (2) 家庭教育講座の実施

幼稚園，小学校，中学校において，子供の発達段階に応じた家庭教育学級を実施し，親としてのあるべき姿や役割についての学習機会を確保し，家庭教育の充実を図ります。

### 具体的取組

- ① 積極的な外部講師の招聘，人材バンクの活用及び家庭教育学級における人権教育の充実を推進します。
- ② 市内全小中学校，幼稚園と連携し，家庭教育学級の開設を行うとともに，学級主事の研修を通して内容の充実を図ります。

項目	目標指数(年度)					目標値の内容・根拠
	R3	R4	R5	R6	R7	
家庭教育学級参加者数(人)	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	過去の実績による (R1:延べ2,564人)

## (3) 保護者の教育力の向上

地域や学校との連携を進めながら，PTAや青少年育成市民会議，保護者向けの各種研修会などにより，子供の基本的生活習慣の確立や家庭学習の定着が図られるよう，保護者の教育力の向上を目指します。

### 具体的取組

- ① PTAによる共通実践事項の設定，各種情報提供等などにより保護者への啓発を図ります。

## (4) 「南九州市家庭教育支援条例」の円滑な推進

保護者，学校，地域社会，事業者及び市の役割を明らかにするとともに，相互に協働し，地域社会全体での家庭教育支援を目指します。

### 具体的取組

- ① 教育伝承カレンダー（ひまわりカレンダー）やリーフレットの家庭や地域での日常的な活用を推進し，家庭教育の一層の充実を図ります。

### 3 心豊かな青少年の育成

#### (1) 世代間交流の推進

子供たちが高齢者，壮年，青年層と世代間の交流を深めることにより，心豊かな青少年が育つ地域づくりを進め，生きる力を育みます。

##### 具体的取組

- ① 地域塾，地区公民館活動，子ども会活動等をとおして，三世代交流や異年齢集団での活動を積極的に推進します。

#### (2) 地域ぐるみの青少年育成の推進

青少年育成市民会議を核として，各青少年育成地区民会議を組織し，家庭・地域・学校が一体となって，地域ぐるみで子供を見守り，育てる体制づくりに努めるとともに，各種事業をとおして豊かな人間性とたくましく生きる健康や体力を育みます。

##### 具体的取組

- ① 青少年育成市民会議で，青少年育成に関する施策を決定し，市民全体で取り組めるよう，青少年育成・地区民会議に具体策を提示します。
- ② 地域における諸活動や研修会をとおして，ジュニア・リーダークラブや高校生クラブの育成及び活動の充実に努めます。
- ③ ふるさと体験学級「茶レンジ隊」では，地域の人材，史跡，伝承，施設，産業を生かした特色ある体験活動を実施します。
- ④ 成人式実施にあたっては，新成人の実行委員や青年団のボランティアスタッフ，地域の関係団体等との連携を図った地域の特色を生かした成人式を開催します。

#### (3) 青少年交流事業の推進

他の地域の青少年等との交流をとおして，感受性豊かな時期の子供たちに，他の地域の人・物・文化に触れさせることで，ふるさとの良さを見つめ直し，広い視野を持った新しい時代に対応できる人材の育成を図ります。

##### 具体的取組

- ① 青森県平川市との青少年国内派遣事業の実施により，両市の中学生及び高校生の交流を推進し，将来を担う人材育成に努めます。

- ② 福岡県北九州市との子ども交流事業の実施により，両市の小学生及び中学生の交流を推進し，青少年の健全育成に努めます。
- ③ 青少年国際協力体験事業により，中学生及び高校生等をアジアの発展途上国に派遣し，青少年海外協力隊員の活動現場の視察や協力活動などを行うとともに，現地での様々な交流を図ります。



青少年育成市民会議



高校生ふるさと大会



茶レンジ隊（蒔絵・螺鈿体験）



平川市との国内派遣事業



北九州市との子ども交流事業

項目	目標指数（年度）					目標値の内容・根拠
	R3	R4	R5	R6	R7	
「茶レンジ隊」募集定員に対する参加率（%）	100	100	100	100	100	過去の実績による （過去3年H29～R1の平均125.8%）

#### 4 人権教育の推進

##### (1) 啓発活動の推進

人権週間や人権啓発月間などの機会をとおして，人権問題の啓発・広報活動を行い，人権に対する市民の意識の高揚を図り，明るい社会の実現に努めます。

### **具体的取組**

- ① 社会教育関係団体との連携を図り，人権問題に対する理解を深めるとともに，学習の機会の確保に努めます。

#### **(2) 人権に関する学習の充実**

学校教育や社会教育の場における人権に関する学習機会の確保と学習内容の充実を図り，市民が人権問題を正しく理解できるように努めます。

### **具体的取組**

- ① 市民大学及び生涯学習講座と連携した人権学習の実施に努めます。

## **5 図書館サービスの充実**

#### **(1) 図書館運営の改善と充実**

利用者のニーズや時代に即応した図書館資料の収集，市民の学習への支援，図書館利用促進に努めます。

### **具体的取組**

- ① 図書館協議会を年2回以上開催し，出された意見を図書館の運営・サービスに反映させます。

#### **(2) 子どもの読書活動の推進**

「南九州市子ども読書活動推進計画」に基づき，学校・家庭・地域がより一層連携して，子どもの読書活動の積極的な推進に努めます。

### **具体的取組**

- ① 学校や地域で行われる読書活動で必要な本や物品の貸出を積極的に行います。
- ② 推進計画の見直しを行うとともに，鹿児島県子ども読書活動推進計画書の「1日20分読書」運動と連携した活動を推進します。

#### **(3) 学校図書館との連携**

学校図書館との連携を図るために，南九州市読書活動推進会議の活動の活性化を図ります。

### **具体的取組**

- ① 意見交換のための推進会議や学校図書館運営研究会などの定期的

な実施で学校図書館との連携を図ります。

- ② ボランティアグループと連携したおはなし会などで、読書活動を工夫し活性化させます。

### 3 生涯学習の推進

#### 【現状と課題】

- 生涯学習に対する市民のニーズが多様化しているため、そのニーズを的確に把握した事業の展開を進める組織づくりや、関係団体との連携の必要があります。
- 中央公民館や地区公民館等で開催している生涯学習講座を充実することにより、市民へ学習機会を提供していますが、受講者の固定化や高齢化が進んでいます。幅広い年齢層に対応できる身近な講座、時代のニーズに合致した講座等を企画するなどして、より多くの市民へ学習機会の提供を図っていく必要があります。
- 生涯学習講座など修了者の学習成果の評価・活用が求められ、新たな講師やリーダーの育成の機会や活用制度など環境整備の必要があります。
- 生涯学習講座の新たな取組の推進を進めていくうえでも施設の整備を図っていく必要があります。

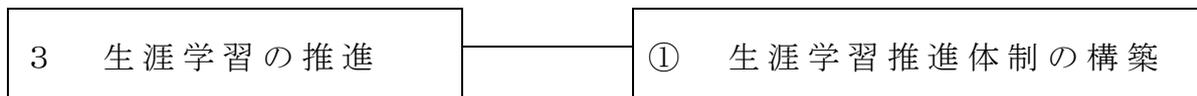
生涯学習講座等開催状況（令和元年度）

地 域	講 座 名	講 座 数	延 受 講 生 数 (人)
穎 娃	中央公民館講座	6 講座	747
	地区公民館講座	12 講座	810
知 覧	市民大学講座	5 回	1,116
	中央公民館講座	7 講座	391
	地区公民館講座	20 講座	1,567
川 辺	中央公民館講座	18 講座	1,115
	地区公民館講座	17 講座	980

#### 【施策の方向性】

- 生涯学習講座メニューの充実、指導者の育成・確保などを図り、充実した生涯学習推進体制の構築を図ります。
- 令和3年度から中央公民館及び地区公民館が社会教育施設ではなくなったものの、引き続き生涯学習の拠点施設として地域と連携しながら活動の充実を図って参ります。

#### 【施策体系図】



## 【施策の展開】

### 1 生涯学習推進体制の構築

#### (1) 生涯学習講座メニューの充実

市民のニーズ及び社会的課題に対応した講座の開設や学習情報の提供を行います。

#### 具体的取組

- ① 地域づくりに必要な講座や市民の要望等結果に基づく教室や講座の開設に努めます。
- ② 人材バンクの充実を図り，幅広い年齢に対応した学習機会の提供や自主的学びの支援に努めます。



子ども茶道教室



生け花教室・着付け教室 in 知覧武家屋敷



わがまま似顔絵教室



陶芸教室

## (2) 指導者の確保・育成

各種指導者研修会を実施するとともに、指導者データベースの整備を行うなど、地域ボランティアによる活動・活用ができる人材確保・育成に努めます。

### 具体的取組

- ① 地区公民館書記を通じた講座・活動等の充実と指導者の確保・育成に努めます。
- ② 各種リーダー研修会等への積極的参加を進め、ボランティア活動の推進と人材育成・確保に努めます。

## (3) 自主講座グループの育成・支援

講座終了後の自主グループへの移行を支援します。また、文化協会への加盟促進などにより関係団体の連携を図ります。自主グループや文化協会団体の情報や活動は、広報紙・ホームページなどにより周知します。

### 具体的取組

- ① 講座終了後、自主講座に移行したグループに対して、リーダー育成や文化協会への加入等の支援を推進します。
- ② 関係機関と連携した事業を推進します。また、各団体の情報を様々な機会と場を通して積極的に発信します。
- ③ 自主講座グループや文化協会団体の情報や活動の周知・広報に努めます。

## (4) 文化祭の実施

学習活動の発表・評価の場として、文化祭を文化協会と共催して開催します。

### 具体的取組



学習講座生巡回展示(ひまわり館)



学習講座生巡回展示(颯娃文化会館)

- ① 講座生の学習意欲の更なる喚起を図るため、穎娃・知覧・川辺の持ち回りで巡回展示を行います。
- ② 生涯学習の成果発表の場として文化祭の開催に努めます。

## 4 生涯体育の推進

### 【現状と課題】

- 近年の生活様式の多様化に伴い，スポーツへの関わり方，スポーツを行う時間など様々に選択されるようになっていきます。また，少子高齢化は今後ますます進み，必然的に競技団体の弱体化，各種大会の縮小が懸念されます。市民それぞれの価値観に応じて，継続的にスポーツに取り組むことができる環境の整備と啓発，競技団体等への支援が必要です。
- スポーツ推進委員は，市民のニーズに合わせた様々な種目の指導，普及を展開しています。これらの活動の市内全域への周知や運営充実を図るためには，企画力を発揮し，スポーツの推進を図る必要があります。また，南九州スポーツクラブは，市民が生涯にわたり，それぞれの年齢や体力，興味に応じたスポーツ活動を行うことができる場であり，会員を拡大する必要があります。
- 既存の各種体育施設は，経年劣化などにより，維持補修に要する経費も増加していますが，市民がいつでも，どこでも気軽に利用しやすい施設として今後も維持していく必要があります。
- 延期が決定した国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」及び全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」の本市開催については，引き続き開催の準備を進めます。開催準備については，市民，関係機関，競技団体，行政等が相互の連帯感のもと，市民総参加による大会となるよう準備を進める必要があります。

### 体育行事の参加者状況（令和元年度）

単位：人

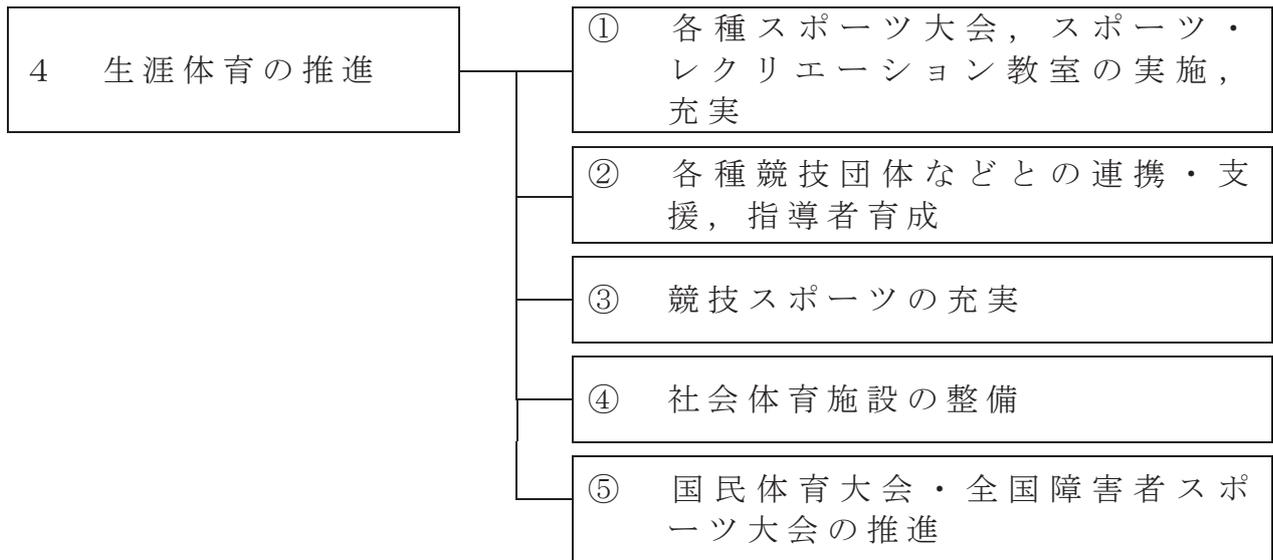
体 育 行 事 名	参加者数	体 育 行 事 名	参加者数
えい新茶・大野岳マラソン大会	1,907	ふれあい球技大会 (ソフトボール)	約 400
市駅伝競走大会	約 250	ふれあい球技大会 (バレーボール)	約 350
市民体育大会	約 4,000	ふれあい球技大会 (グラウンド・ゴルフ)	約 350

### 【施策の方向性】

- スポーツ基本法に基づき，スポーツを通じて次代を担う青少年の体力を向上させるとともに，市民が自発的にスポーツに親しむ機会を確保し，地域の活性化を図りながら，生涯体育の定着を目指します。

- 市民それぞれの関心や適性に応じて主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう，市民のニーズにあった各種スポーツ教室やニュースポーツ等の普及・定着を図ります。
- 社会体育施設の整備・機能充実に努めるとともに，指導者・競技団体組織の育成・強化を推進し，国体や県民体育大会の出場と上位入賞を目指し，競技力向上を図ります。

**【施策体系図】**



**【施策の展開】**

**1 各種スポーツ大会，スポーツ・レクリエーション教室の実施，充実**

**(1) 市統一大会の充実**

ふれあい球技大会，市民体育大会，市駅伝競走大会については，市の統一大会として定着しましたが，少子高齢化などが要因となり，種目によっては参加できない地域もあることを考慮し，開催時期や競技種目を検討します。

**具体的取組**

① ふれあい球技大会

現在実施している，ソフトボール，バレーボール，グラウンド・ゴルフの各競技やチーム編成，競技方法を随時見直し，多くの地区が参加できる大会を目指します。

② 市民体育大会

市民が一堂に会し，スポーツ・レクリエーション活動を通して，市民の一体化や体



力づくり・地域づくりへの興味・関心を高められるよう運営方法や競技種目・内容を見直します。

### ③ 市駅伝競走大会

各地区対抗のもと実施していますが、選手不足のため参加できない地区もあることから、多くの市民が参加できるよう出場単位や選手構成等を見直します。



## (2) 各種スポーツ・レクリエーション教室などの開催

各種スポーツ・レクリエーションに関する情報収集・発信に努めながら、市民が主体的・継続的に参加できる各種スポーツ教室などを開催します。

### 具体的取組

- ① スポーツ推進委員や南九州スポーツクラブとの連携によりニュースポーツ等、遊びの要素も含んだ競技の紹介・指導を積極的に行います。
- ② 年間を通してスポーツ教室を開催していますが、市民への周知が十分でないこともあり効果のある広報活動を行い、多くの市民が参加できる教室になるよう努めます。



スポーツ推進委員によるニュースポーツの体験教室

## (3) 総合型地域スポーツクラブ活動の展開

少子高齢化に伴い、少年団活動や部活動に支障が出ている中、誰もがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するために、市民が日常的にスポーツを行う場として期待される南九州市スポーツクラブの活動を推進します。



### 具体的取組

- ① すべての市民が生涯にわたり，それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動を行うことができる環境づくりに努めます。
- ② 各地域へのスポーツクラブ（教室）の開催を支援し，スポーツ参加の場を提供します。
- ③ スポーツクラブの認知度の向上を図るため，市内全域で教室を立ち上げ会員確保に努めます。

項目	目標指数（年度）					目標値の内容・根拠
	R3	R4	R5	R6	R7	
総合型地域スポーツクラブ 教室数	13	13	14	14	15	過去の実績による
総合型地域スポーツクラブ（人）	250	250	300	300	350	過去の実績と近年の状況を考慮

## 2 各種競技団体などとの連携・支援，指導者育成

### (1) 体育協会及び各種競技団体のサポート

市体育協会の組織・機能充実と加盟団体との連携により，各種競技団体や指導者の育成・強化の支援を行います。

### 具体的取組

- ① 加盟団体の運営及び県民体育大会等の出場に対し助成を行い競技力向上を図ります。
- ② 加盟団体の市内体育施設の使用に対し減免することで運営面の支援を行います。
- ③ 加盟団体による自主事業の実施を推進し，組織の強化と競技人口の拡大を図ります。



県民体育大会・陸上競技

項目	目標指数（年度）					目標値の内容・根拠
	R3	R4	R5	R6	R7	
体育協会加盟団体の会員（人）	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	過去の実績と近年の状況を考慮

## (2) スポーツ少年団活動の支援

健全な青少年育成のためスポーツ少年団活動を支援し生涯スポーツを推進します。

### 具体的取組

- ① 少年団活動を通してスポーツ等に取り組む機会を確保するとともに、過度な練習とならないよう、少年期のバランスの取れた健全育成に努めます。
- ② 地域に根ざし、地域に認められる少年団となるように、地域行事や美化・奉仕活動などへの積極的参加を促進します。
- ③ 学校体育施設開放事業を推進し活動拠点の確保を支援します。
- ④ 少子化により単位団や団員が減少傾向にある中、広域的活動の推進や広報紙等で活動を周知するとともに、体育施設使用料等の減免により活動支援を行います。



市スポーツ少年団交歓交流駅伝大会



リーダー研修会

## 3 競技スポーツの充実

### (1) 競技スポーツ団体・選手・指導者の支援

スポーツ団体・選手・指導者の支援や育成に努め、競技力の向上を図ります。

### 具体的取組

- ① 全国大会等出場奨励金の交付を行い，上位大会出場者の競技力向上と負担軽減を図ります。
- ③ スポーツ振興に尽力された功労者や優秀スポーツ選手・団体を表彰し，市民の競技スポーツへの意識の高揚を図ります。



南九州市体育協会表彰

## 4 社会体育施設の整備

### (1) 社会体育施設の整備・機能充実

体育施設の整備は，各種スポーツ大会などの誘致や市民のスポーツ参加への意欲を高めることから，生涯スポーツ推進の拠点として機能の充実を図ります。



体育館 LED 照明（知覧体育館）

### 具体的取組

- ① 充実した社会体育施設の提供により，市民の各種スポーツへの参加機会を増やし，市民の体力・健康の維持増進，競技力の向上に寄与できることから施設整備と機能の充実を図ります。
- ② 社会体育施設の維持補修・改修等を実施し，設備の充実を図ります。

## 5 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の推進

### (1) 大会の成功と市民総ぐるみのスポーツによるまちづくりの推進

国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」及び全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」の開催を契機として，本市の自然や歴史，産業・観光を広く全国にPRし，本市のまちづくりの発展に大きく寄与するよう推進します。

### 具体的取組

- ① 市民，関係機関等が相互の連帯感のもと，大会の成功に向けて広く市民運動を展開し，市民総参加による大会となるよう取組みます。
- ② トップアスリートが繰り広げる感動と魅力ある大会を契機に，スポーツの良さを普及振興し，生涯スポーツの推進に努めます。
- ③ 全国各地から集う選手団や応援者を心のこもったおもてなしでお

迎えし，ふれあいと友情の輪を広げ全国にPRする大会を目指します。



市女性団体による郷土料理の振る舞い



市内企業等から提供された協賛品

## (2) スポーツ参加意識の高揚

国体開催を契機に，市民のスポーツ参加への更なる意識高揚を図ります。

### 具体的取組

- ① 市民に，スポーツへの参加を広く啓発することで，健康増進と体力向上を推進し，スポーツを媒体とした地域活性化を図ります。



ディスクゴルフ体験会（知覧平和公園内）



国体開催1年前イベント（市民体育大会時）  
川辺高校なぎなた部演武披露

- ② 各競技団体の自主事業や合宿誘致事業の推進を図り，スポーツへの参加意識の高揚を図ります。



かごしま国体リハーサル大会  
（第71回全日本総合女子ソフトボール選手権大会）



日本女子ソフトボールリーグ1部（戸田中央総合病院メディックス）の合宿受け入れ

## 5 地域文化の振興

### 【現状と課題】

- 県指定史跡清水磨崖仏群の国指定化に向けた取組を推進するとともに、穎娃地域については分布調査の結果を踏まえ、新たな指定文化財の認定と保護活用を推進します。さらに関係課との連携の下、緊急発掘調査などの円滑化を図る必要があります。
- 知覧町上郡地区にある重要伝統的建造物群保存地区内の後継者不足や、高齢化による維持管理及び事業費負担の問題を考慮した事業の推進が必要になります。加えて地区内の空き地・空き家の解消に取組む必要があります。
- ミュージアム知覧をはじめ、文化財施設の老朽化への対応と一本化を進める中で展示内容及び学習機会の充実に向けて計画的に取組むとともに、入館者への快適な観覧環境を提供していく必要があります。また、学芸員の資質の向上のため調査・研究活動の充実・強化を図る必要があります。
- 多様な文化芸術に触れる機会の提供や参加体験できる文化活動を企画してきましたが、今後も計画的な自主文化事業等を実施するとともに、市民のニーズに合わせた多様な芸術鑑賞の場を確保する必要があります。
- 老朽化してきた各文化会館の年次的な改修を図る必要があります。

### 【施策の方向性】

- 市内の文化財を次代へ引継ぎ、特色ある豊かな文化の創造に役立てるために、歴史的文化遺産や伝統文化の調査、記録、指定などを適切に行いながらその保存活用を図ります。
- 文化財の保存活用に向けて、文化財に関する総合計画「文化財保存活用地域計画」を策定します。
- ミュージアム知覧をはじめとする文化財施設の適切な管理運営に努めるとともに、文化財の展示や情報発信などを通して、文化財に親しむ機会の拡充や文化財保護の普及・啓発活動を推進します。
- 多様な文化芸術に触れる機会の提供や参加体験できる文化活動の推進を図ります。

コミュニティセンター文化会館利用者数（令和元年度）

単位：人

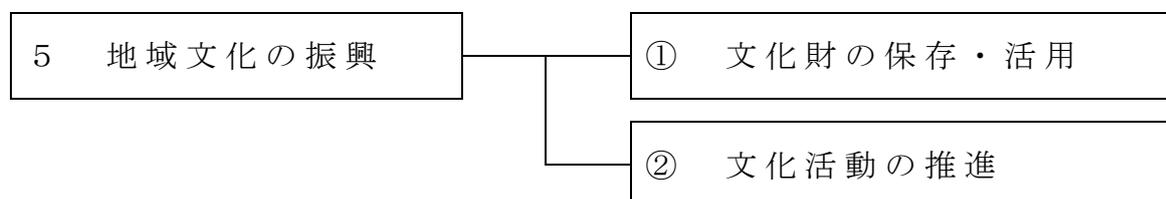
穎娃文化会館	知覧文化会館	川辺文化会館
14,428	35,882	24,132

文化財の指定状況（R2.3.31現在）

単位：件

種 別	内 訳	額 娃	知 覧	川 辺	計
国指定文化財（3件）	無形民俗文化財		1		1
	記念物		2		2
国選定文化財（1件）	伝統的建造物群		1		1
国選択文化財（1件）	無形民俗文化財		1		1
国登録文化財（13件）	有形文化財		12	1	13
県指定文化財（16件）	有形文化財		2		2
	無形民俗文化財		2	1	3
	記念物	4	2	5	11
市指定文化財（150件）	有形文化財	7	44	7	58
	無形民俗文化財	10	15	29	54
	記念物	4	9	25	38
計		25	91	68	184

【施策体系図】



【施策の展開】

1 文化財の保存・活用

(1) 文化財の保存・伝承活動への支援強化

市内全域の文化財調査や埋蔵文化財の詳細分布調査、重要遺跡確認調査を実施し、地域の宝である文化財を解りやすく身近に感じる取組として、市内遺跡・文化財マップなどの作成や文化財標柱などの整備を行います。後継者不足により存続が危ぶまれている民俗行事、伝統芸能などの記録映像の作成と保存を行います。

具体的取組

- ① 市内の文化財調査活動を推進し、文化財マップや文化財ガイドブックを年次的に改訂し内容の充実を図ります。また、文化財標柱・説明板の設置を行います。

- ② 少子高齢化による後継者不足のため、途絶えつつある伝統芸能・民俗行事について、記録保存のための取材・撮影を行い記録映像の作成を行うとともに、保存継承していく上で発表の場などの支援を行い後継者の育成を図ります。



颯娃麓案内看板



県指定文化財「知覧の十五夜そらよい」

## (2) 重要史跡などの整備

国指定史跡知覧城跡，県指定史跡清水磨崖仏及び県指定史跡颯娃城跡の整備を推進するとともに，日常の管理作業の充実を図り，安全に配慮した公開と保存活用を図ります。

### 具体的取組

- ① 壁面の風化等が進んでいる県指定「清水磨崖仏」の保存に向けた検討と記録保存を推進します。
- ② 来訪者への安全に配慮した公開・活用のため，日常的な管理作業及び周遊道路等の整備を行い，市内史跡の維持を行います。

清水磨崖仏 35日供養宝篋印塔 測量図（写真測量）



現況写真



現況測量図



図上復元図

## (3) 伝統的建造物群保存地区の保存・整備の推進

伝統的建造物群保存地区の保存・整備のため修理事業などを継続的に推進し，地区の景観・環境の保護を図ります。また，後継者不

足や高齢化による事業費負担の問題などを考慮した事業内容を検討し、重要な文化財の保存・整備を推進します。

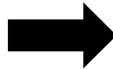
### 具体的取組

- ① 地区内の歴史的風致維持及び向上のため、有利な補助事業を活用し、老朽化する建造物の修復を行います。また、来訪者への安全に配慮した公開を図るため、石垣整備等を行いながら、伝統的建造物群と一体をなす環境の保存を図ります。



茅葺修繕前

### 旧高城家住宅



茅葺修繕後

### (4) 資料館などの展示内容・学習機会の充実

ミュージアム知覧を中心に、市全体の文化を伝えられる企画展を実施するなど、入館者を増加させるための取り組みを充実させます。また、諸文化財施設の将来的な方向性を決定し、市内の児童生徒への学習・発表の場として積極的に提供します。

### 具体的取組

- ① 年間を通して企画展を開催し、展示内容の充実を図ります。
- ② 文化財施設の老朽化への対応と将来的な方向性（一本化）を決定し、展示資料等の適切な保存を図ります。
- ③ 常設展示及び空きスペースを活用した展示内容のリニューアルを図ります。
- ④ 市内の児童生徒への社会科学習の受入や郷土学習等への講師派遣を行います。
- ⑤ 生涯学習等への学芸員の講師派遣を推進します。



特別企画展



増設展示

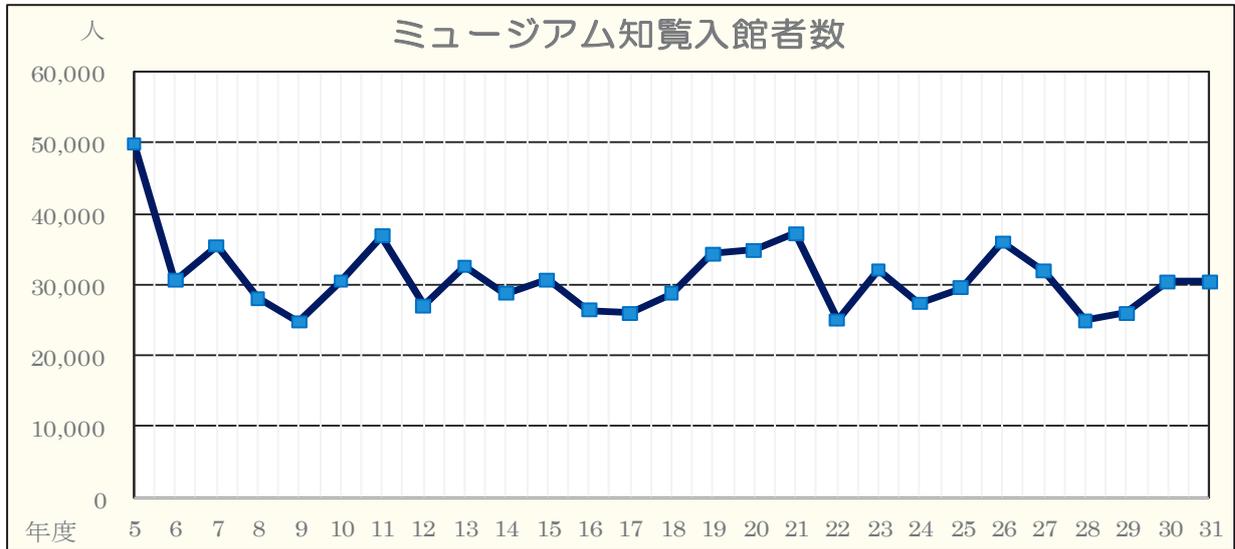


常設展示



社会科学習

項目	目標指数 (年度)					目標値の根拠
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	過去の実績による
文化財施設入館者(人)	15,000	20,000	25,000	30,000	32,000	



#### (5) 文化財保護の普及・啓発活動の推進

文化財の大切さを子供たちに伝える場を提供するとともに，市指定文化財の損傷の把握・改修に努め，文化財保護の普及・啓発活動を推進します。

#### 具体的取組

- ① 歴史・文化財講座等を通して，地域の歴史や文化・文化財に興味を持たせ，郷土に対する誇りや愛着を喚起し，次の世代へ継承する契機とします。
- ② 文化財の重要性を認識する上で，毎年1月26日の「文化財防火デー」の広報に努めます。



史跡学習



山城めぐり



地域学習



矢筈岳トレッキング

項 目	目 標 指 数 (年度)					目 標 値 の 根 拠
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
歴史・文化財 講座等の実施 回数	22回	25回	26回	28回	30回	過去の実 績による

## 2 文化活動の推進

### (1) 地域の特色を生かした文化活動の推進

多様な文化芸術に触れる機会の提供や参加体験できる文化活動などの充実を図ります。

#### 具体的取組

- ① 地域の特色を生かした文化祭の開催に努めます。
- ② 文化協会と連携し、文化芸術に触れる機会の提供や広報・情報提供に努めます。

### (2) 自主文化事業の実施と推進

各世代に応じた各芸術部門の鑑賞及び市民大学を実施するとともに、関連団体が実施する自主文化事業を支援し、市民の文化意識の高揚を図ります。

項 目	目 標 指 数 (年度)					目 標 値 の 根 拠
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
文化祭 来場者数 (人)	5,700	5,700	5,750	5,750	5,800	過去の実 績による

#### 具体的取組

- ① 心豊かで創造力をもった地域文化の振興・発展のため、未就学児から一般向けまでの各種芸術鑑賞事業を実施します。
- ② 市民大学講座を通じて、市民の心の成長とゆとりを成熟させ、市民の心の融和と生活の向上を促進するため、市民大学講座を開催します。

- ③ 文化芸術に触れる機会を提供するため，文化団体等をはじめとする関連団体との連携による自主文化事業の支援に努めます。

項目	目標指数（年度）					目標値の根拠
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
市民大学 延べ参加 者数 （人）	1,200	1,200	1,250	1,250	1,300	過去の実 績による
陸上自衛 隊音楽隊 演奏会 参加者数 （人）	820	820	840	840	860	過去の実 績による



青少年のための芸術鑑賞



市民大学講座

### (3) 文化関連団体への活動支援

文化協会の育成を中心に関連団体との連携を図り，各団体の活性化と文化協会への加入促進に努めます。

#### 具体的取組

- ① 文化協会への補助金を交付し，文化協会の組織運営による各活動の立案や組織育成を図るとともに，地域文化の振興を図ります。
- ② 文化協会の組織運営の強化を図るため，新規団体の加入促進に努めます。
- ③ 各種文化団体の連携を密にし，会員相互の研鑽の機会をつくり，地域文化の向上発展を図るため，文化祭の開催や文化団体交流の支援を行います。

- ④ 地域の再発見と市内外の人々との交流推進を図るため、みどりの美術展の開催への支援に努めます。
- ⑤ 文化活動における九州大会規模以上の大会に出場する個人・団体に奨励金を交付することで、市民自らが行う芸術文化活動への支援を行います。

項目	目標指数（年度）					目標値の根拠
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
市文化協会加入団体数	110	110	111	111	112	過去の実績による



文化祭（芸能発表）



文化祭（作品展示）

#### (4) 文化施設などの機能充実

文化会館の施設改修を年次的に実施します。また、新たなニーズに応じた施設の整備を行います。

##### 具体的取組

- ① 文化会館の経年による老朽化が進んでいることから、施設や設備においては、計画的にその改修を進めます。
- ② 利用者が安心して快適に施設を使うことができるように、適切な施設の維持管理に努めるとともに、今後の施設の在り方について検討します。

項 目	目 標 指 数 (年度)					目標値 の根拠
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
文化会館 利用者数 (人)	75,000	75,000	75,050	75,050	75,100	過去の 実績による

## 6 高等学校の活性化支援

### 【現状と課題】

- 穎娃高等学校，薩南工業高等学校，川辺高等学校の3県立高等学校は，近年の少子化の影響等もあり，生徒数・学級数が減少し，生徒数の確保が喫緊の課題となっています。

〈市内3県立高等学校の学級数（3学年合計数）・生徒数（3学年合計数/定数）〉

年 度	穎娃高等学校	薩南工業高等学校	川辺高等高校
平成27年度	7学級・200人/280人	12学級・344人/480人	9学級・292人/360人
令和2年度	6学級・145人/240人	12学級・324人/480人	6学級・192人/360人

- 近年は，南九州市内の中学校から南九州市外の高等学校へ進学する生徒が増加しており，市内の3県立高等学校は定数を大きく割り込む状況が続いています。今後，市内3県立高等学校の存続を図るとともに活性化のための継続的な支援を充実させることがますます重要になってきます。

〈市内中学校卒業生の進学先〉

（単位：％）

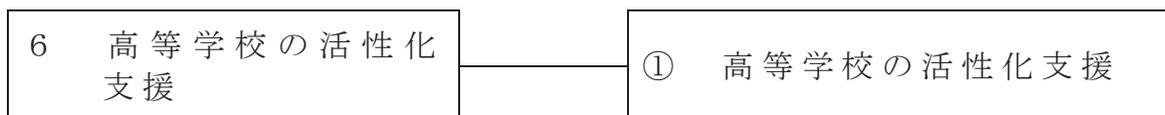
年 度	市内3県立高校	市外国公立高校※ <sup>8</sup>	私立高校	そ の 他
平成28年度	31.8	42.2	24.1	1.9
平成29年度	39.1	34.9	25.4	0.6
平成30年度	36.8	31.8	30.1	1.3
令和元年度	35.2	34.5	26.8	3.5

※8 「市外国公立高校」の「国立高校」とは，高等専門学校等のことである。

### 【施策の方向性】

- 社会の変化や時代のニーズに応える特色ある教育を実施し，生徒数の確保に努めている市内3県立高等学校の取組を支援するとともに，進学者の選択肢を確保していくために，市内3県立高等学校の存続や活性化に努めます。
- 市内3県立高等学校への進学を促進するために必要な小・中・高等学校間の情報の共有や連携した取組を推進します。

## 【施策体系図】



## 【施策の展開】

### 1 高等学校の活性化支援

#### (1) 南薩地区中学校進路指導研究協議会を通した中・高の連携

地区内から市内3県立高等学校への進学を促進するための取組等について協議し、活性化支援の取組を今後も継続していきます。

#### 具体的取組

##### ① 南九州市内の県立高等学校の活性化協議会との連携

市内3県立高等学校の振興・活性化を図るために、中学生及び保護者のニーズ調査を行うことにより中・高間の連携に必要な情報交換を行い、市内3県立高等学校への進学を促進するための取組等について協議しています。今後も引き続き、活動の充実に努めます。

##### ② 教科指導等の交流・連携

小・中・高等学校で実施される研究授業や公開授業は、相互に案内を送付し、参加を促すなど、積極的な交流・連携に努めます。また、小・中学校の要請に基づき、教科等での出前授業の積極的な推進を図ります。さらに、これまでも実施している生徒指導主任等研修会への3県立高等学校の担当者の参加についても継続し、生徒指導上の現状や課題等についての情報交換に努めます。



生徒指導主任等研修会

項目	目標指数（年度）					目標値の内容・根拠
	R3	R4	R5	R6	R7	
交流・連携を実施した中学校数	3	3	3	3	3	市内中学校3校

### ③ 部活動の交流・連携

毎年度始めに，高等学校から中学校に対して，活動している部活動や顧問名，部員数，活動場所，大会成績等の情報提供を行うなど，合同の練習や練習試合が実施できる体制を充実します。

### ④ 「南薩地区専門高校フェスタ」への参加の促進

専門高校の魅力や役割を広く紹介し，小中学生の進路意識を高めるために開催される専門高校フェスタへの市内小中学生の参加を促進します。

## (2) 市長部局と連携した活性化支援

従前から取組を進めている拠点間バスの運行，活性化協議会への補助，高校生の市内立地企業訪問・研修事業等の取組を今後も継続していきます。

### 具体的取組

#### ① 拠点間バスの運行

市内3県立高等学校への通学の利便性を高め，進学を促進するために平成27年4月から運行している拠点間バス（颯娃・川辺線）を今後も継続します。

（往路）颯娃図書館発 6：30 ～ 川辺文化会館着 7：19  
（復路）川辺文化会館発 7：30 ～ 颯娃図書館着 8：19

#### ② 市内3高等学校活性化対策協議会の活動への補助

市内3高校には，それぞれ生徒募集・学校PR活動に係る支援，ボランティア活動・地域貢献活動に対する支援，通学に対する支援，技能に係る国家資格・各種技能資格取得等教育活動に係る支援など，高校活性化のための対策を協議する組織があります。これら市内3県立高等学校の各活性化対策協議会活動に対する支援を行うことは，市内3県立高等学校の活性化の一助となっていることから，引続き本事業の実施を行っていきます。

穎娃高校活性化協議会	薩南工業高校 活性化対策協議会	川辺高校活性化対策協議会
設立：平成16年11月	設立：平成19年2月	設立：平成18年12月
学校説明会，中学生の一日体験入学，出前授業支援，通学支援，部活動支援，英語等検定及び技能に係る国家資格・各種技能資格取得等々	技能に係る国家資格・各種技能資格取得等教育支援，ボランティア活動支援，部活動等支援，生徒募集支援，学校便り配布等々	生徒募集支援，教育活動支援（学習活動支援・神戈陵塾・英語等検定等），通学支援等々

### ③ 高校生の市内立地企業訪問・研修事業

市内3県立高等学校と本市内立地企業との連携による高校活性化及び若者定住の促進対策のため，平成24年度から市内高校生を対象とした市内立地企業訪問・研修事業を実施していますが，各種分野で事業展開を行う立地企業を知る機会を提供することで，市内高校生の市内立地企業への就業と若者定住，そして地域活性化の一翼を担うことに繋がっていることを踏まえ，今後も市内3県立高等学校と協議しながら事業を実施していきます。

薩南工業高校			穎娃高校		
年度	訪問・視察企業	参加人数	年度	訪問・視察企業	参加人数
H28	市内立地企業4社	40人	H28	市内立地企業4社	38人
H29	市内立地企業3社	36人	H29	市内立地企業3社	40人
H30	市内立地企業3社	30人	H30	市内立地企業3社	39人
R1	市内立地企業4社	18人	R1	市内立地企業3社	28人

※市内立地企業への高校新卒直採の実績等が出てきています。



企業訪問研修中の市内高校生

# 計画の推進と進行管理

## 1 教育行政の推進

教育行政の着実な推進にあたっては、教育委員会が自らの責任を十分に果たし、市民の期待に応えつつ、教育に関する施策等を公正かつ適正に行うことが必要です。このため、第1次南九州市総合計画（後期）（平成26～平成29年度）の教育文化部門に沿って、市長が主宰する総合教育会議において南九州市教育大綱を定めたところです。この教育大綱に基づき、平成28年度から令和2年度までの教育行政の推進を図っていくため、第2期南九州市教育振興基本計画を策定し、教育行政の各種施策の実施を行ってきました。

一方、この期間中、平成30年度から令和4年度を計画期間とする、第2次南九州市総合計画（前期）が策定されております。この総合計画の教育文化部門に沿った教育大綱の改定、そして新たな教育大綱に基づく計画書の必要性があり、令和3年3月「第3期南九州市教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）」が策定されたところであります。今後、総合教育会議において、引き続き市長と教育委員会が協議・調整等を行っていくことにより、教育に関する施策の方向性を共有しつつ、南九州市の教育振興に努めていきます。

## 2 関係機関等との連携・協力

市長部局との連携をこれまで以上に密にし、地域社会・学校・家庭それぞれが担うべき役割等を認め合いながら、連携・協力していきます。

## 3 計画の進行管理

南九州市は厳しい財政状況にあり、限られた財源の中で既存事業の徹底した見直し、事務事業の改善を実施していかなければならないところです。そこで、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しております。

この第3期教育振興基本計画を着実に推進していくため、事務事業評価制度を十分に機能させ、次年度以降の進行管理を行っていくことが不可欠となります。また、新たに生じた課題等への対応や評価の結果に基づく改善のために、計画期間の途中においても、必要に応じて見直しを行っていきます。



**第3期南九州市教育振興基本計画**

**(令和3～7年度)**

**策定/発行**

**南九州市 教育委員会 教育総務課**

**〒897-0215 鹿児島県南九州市川辺町平山 3234 番地**

**電話 : 0993-56-1111 / F A X : 0993-56-5970**